

海上業務編

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（１）
----	----	---------	-----------	-----------------------

- ・ 出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次ページ以降参照） 1. 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。 2. 欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。 3. 「出港前報告訂正（CMR）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。 4. 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務及び「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務と「ハウスB/L情報登録（NVC01）」業務との入力項目の統一化を検討する。 5. その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。 等
3	検討結果	次ページ以降参照

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（2）
----	----	--------	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR→DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFRを実施することなくDMFの実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFRにおける必須項目がAMRにて未登録の場合は、DMF前までにCMRによって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない。	MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD後、DMF前までのCMR（CHR）等を可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMR（CHR）を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（3）
----	----	--------	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいかわからない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。
⑨	出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化	入港前報告（DMF）までに、出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	①IMIに新規の照会種別「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。 ②既存照会種別「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に「出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）」のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
⑩	マッチング判定結果の通知の改善	マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	<船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位に出力する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（４）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

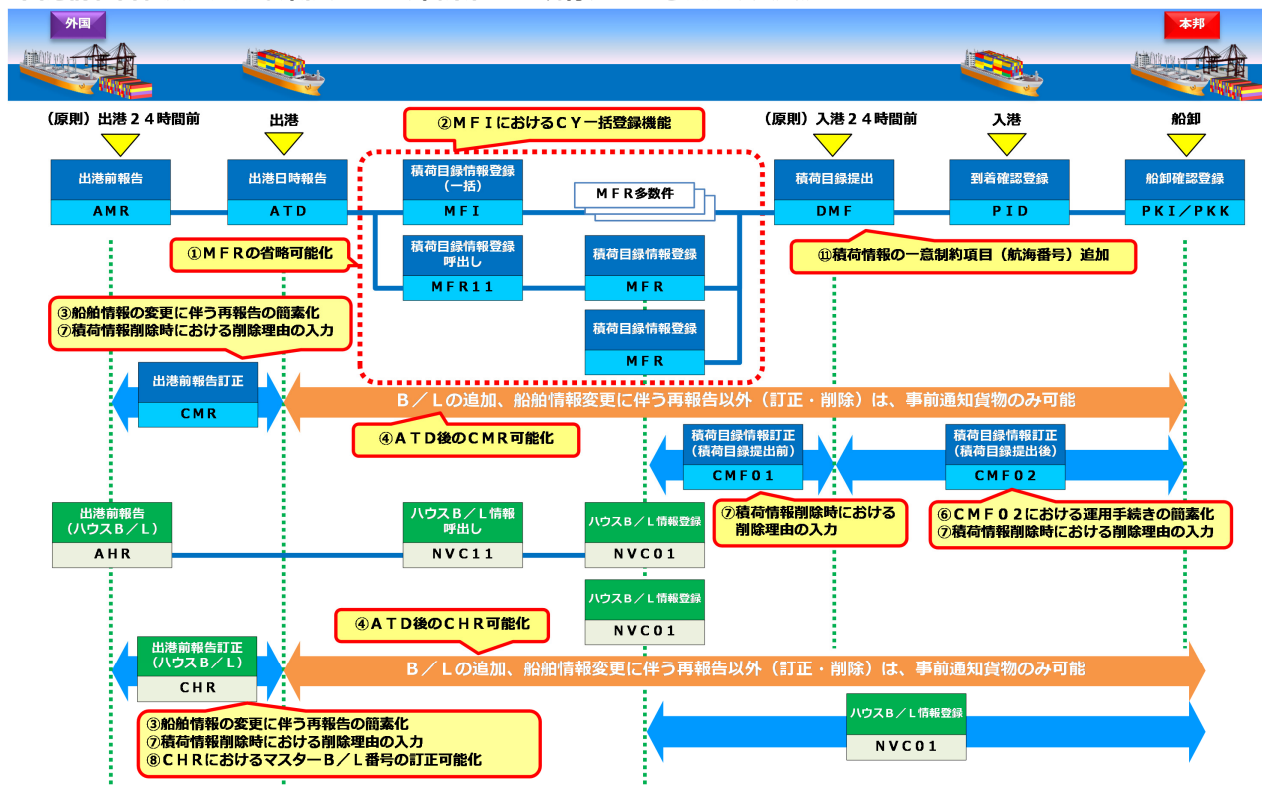
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑪	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	【プログラム変更要望】 MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。	積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要とする。 （*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。 また、あわせて下記の仕様変更を行う。 ①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。 ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑤PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。
⑫	B/Lセパレート等発生時における機能改善	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。また、セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。	出港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）（仮）」（新設業務）にて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。 入港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLLにて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。
⑬	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（５）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～現行フローと次期の変更点～

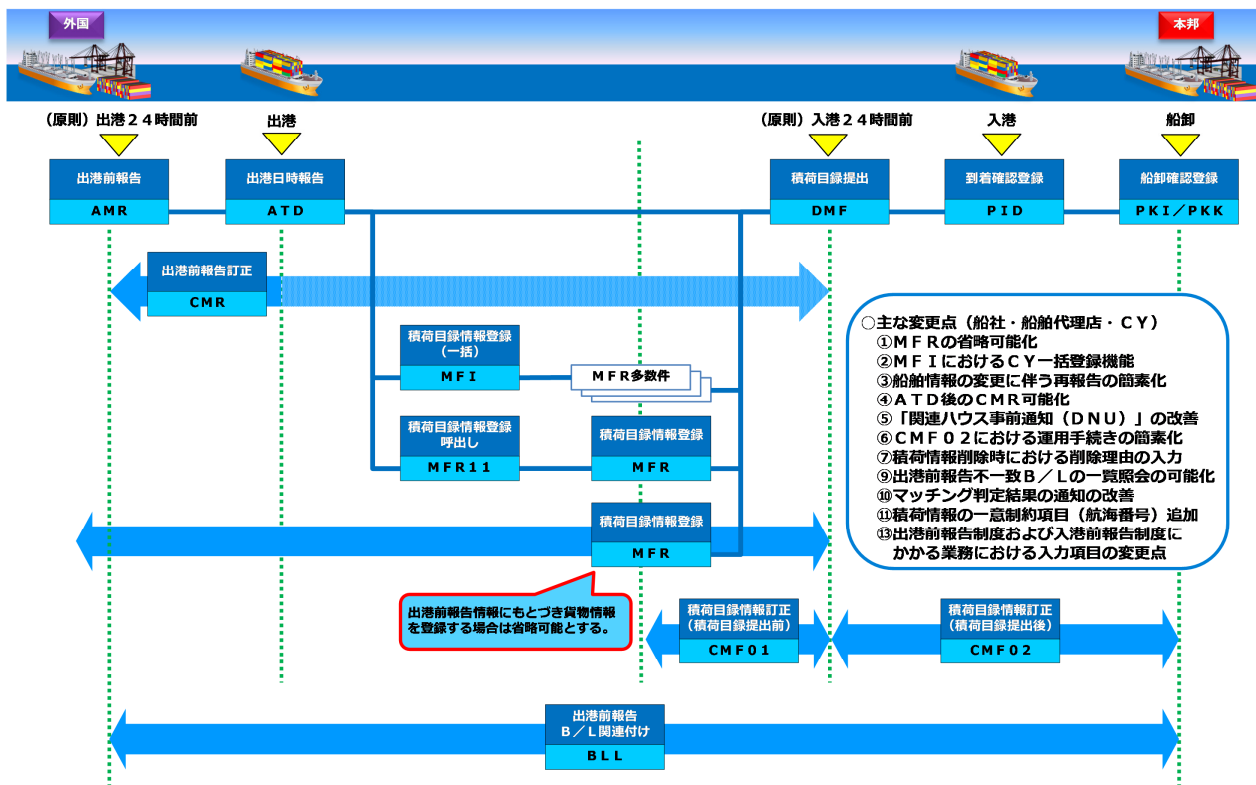


Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（6）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー（案）～

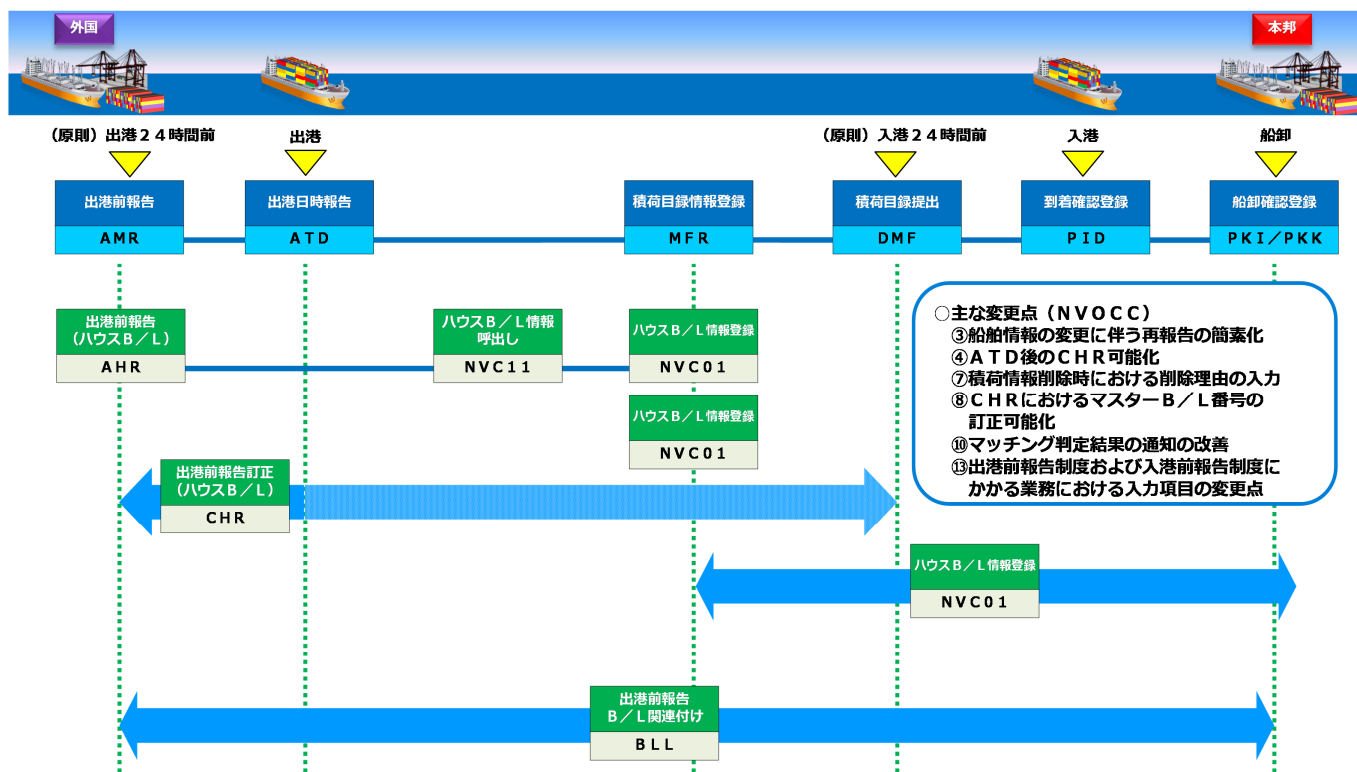


Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（7）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー（案）～



Ⅶ 詳細仕様検討結果

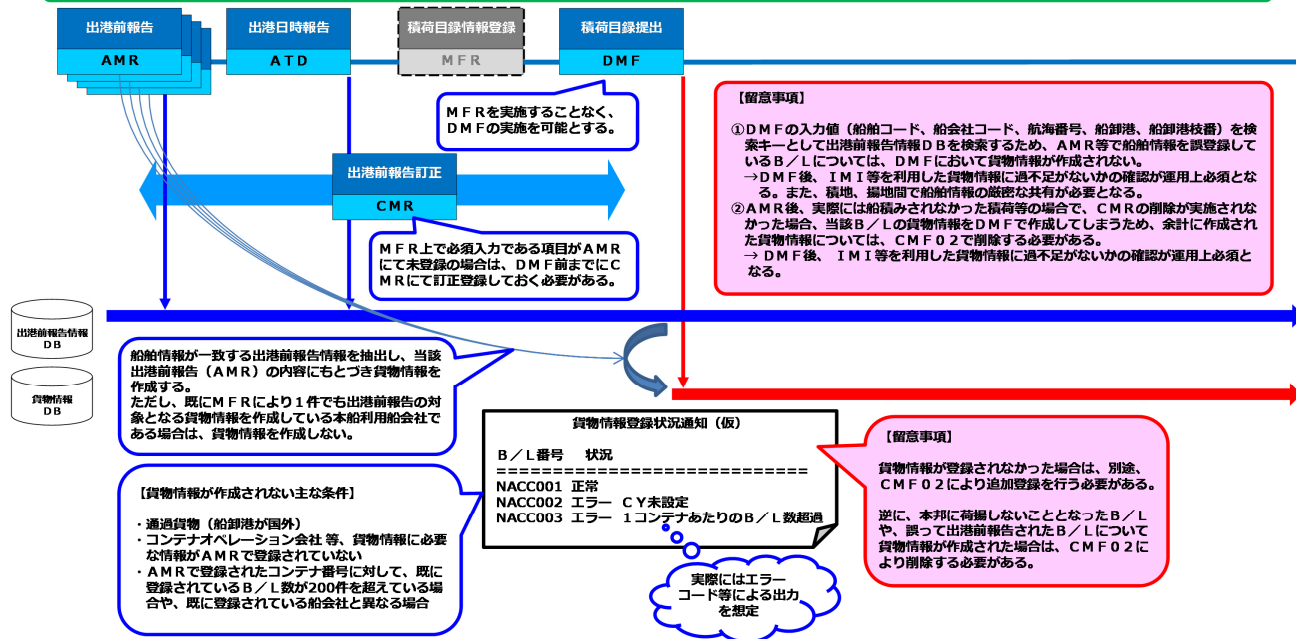
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（8）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ① MFRの省略可能化

DMFの変更点

- ① 入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
- ② ①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（9）
----	----	---------	-----------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ② MFIにおけるCY一括登録機能

背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない（エラーとなる）。

検討内容

MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

The screenshot shows the MFI (Master File Register) form with the following fields:

- 船舶* (Ship): VACMARU
- 航海番号* (Sailing Number): 001
- 船会社* (Ship Company): NACC
- 船卸港 (Ship Discharge Port): CNSHA
- 船卸港枝番 (Ship Discharge Port Branch Number): JPOSA
- CY (Container Yard): 1ANAC

A callout box indicates: 項目追加。コンテナオペレーション会社を入力する場合は、船卸港の入力を必須とする。

留意事項

- ① MFIの単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のCYに船卸しする場合は、あらかじめ個別にCMRによる訂正を行う必要がある。
- ② コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「パンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もMFIではエラーとなるため、あらかじめ個別にCMRによる訂正を行う必要がある。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（1）

背景

（1）船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

（1）船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別に B / L 番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。

なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

【留意事項】
コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対する A T D も必要とする。

変更前の船舶にかかる B / L * に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
* B / L 番号（最大 1 0 0 欄）が入力された場合は、入力された B / L のみを対象とする。

なお、当該 B / L の出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。

また、訂正後の船舶情報に対して A T D が行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

（2）ハウス B / L における船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例）欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号 等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

（2）ハウス B / L における船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

① AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。
なお、例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報で AHR の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報で A M R の報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）
----	----	------------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（3）

検討内容

②ハウスB/Lの照会（IAR）において、マスターB/Lの出港前報告時に登録された船舶情報の照会が可能となるように出力項目の追加を行う（下图）。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

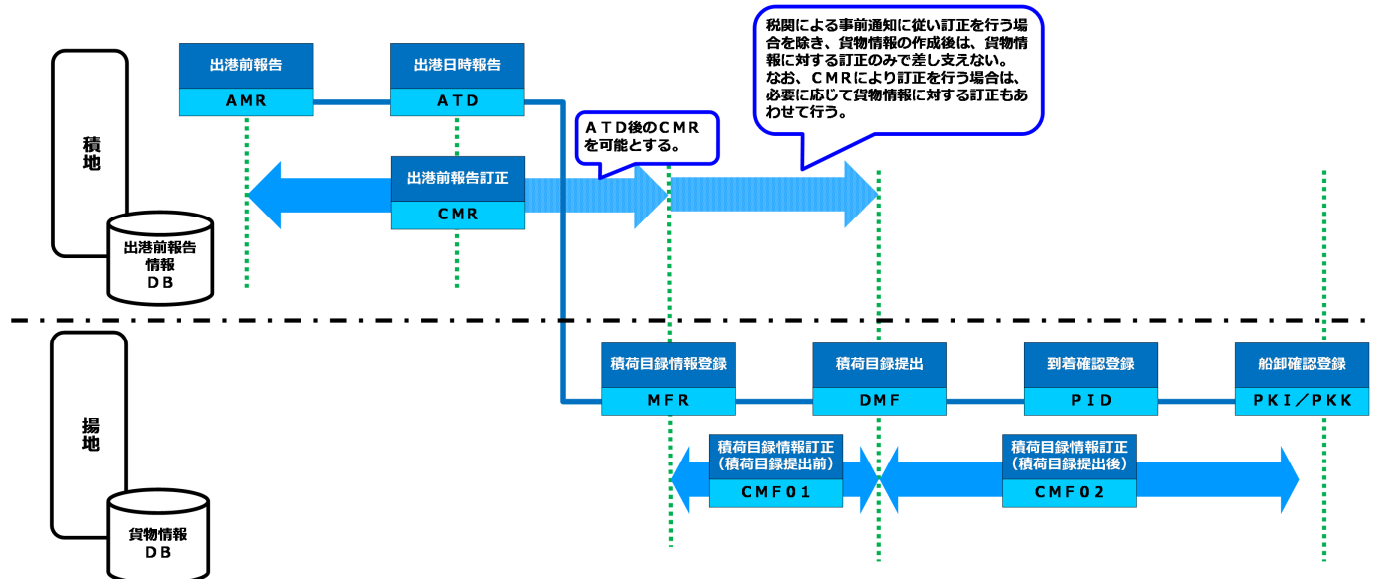
貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）
----	----	------------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④CMR、CHRにおけるATD後の訂正可能性 ～ATD後のCMRの可能化～

CMRの変更点

ATD後、DMF前までのCMRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCMRを行う場合を除き、入港前報告後（DMF後）は、貨物情報に対する訂正（CMF02）のみで差し支えない（※現行通り）。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

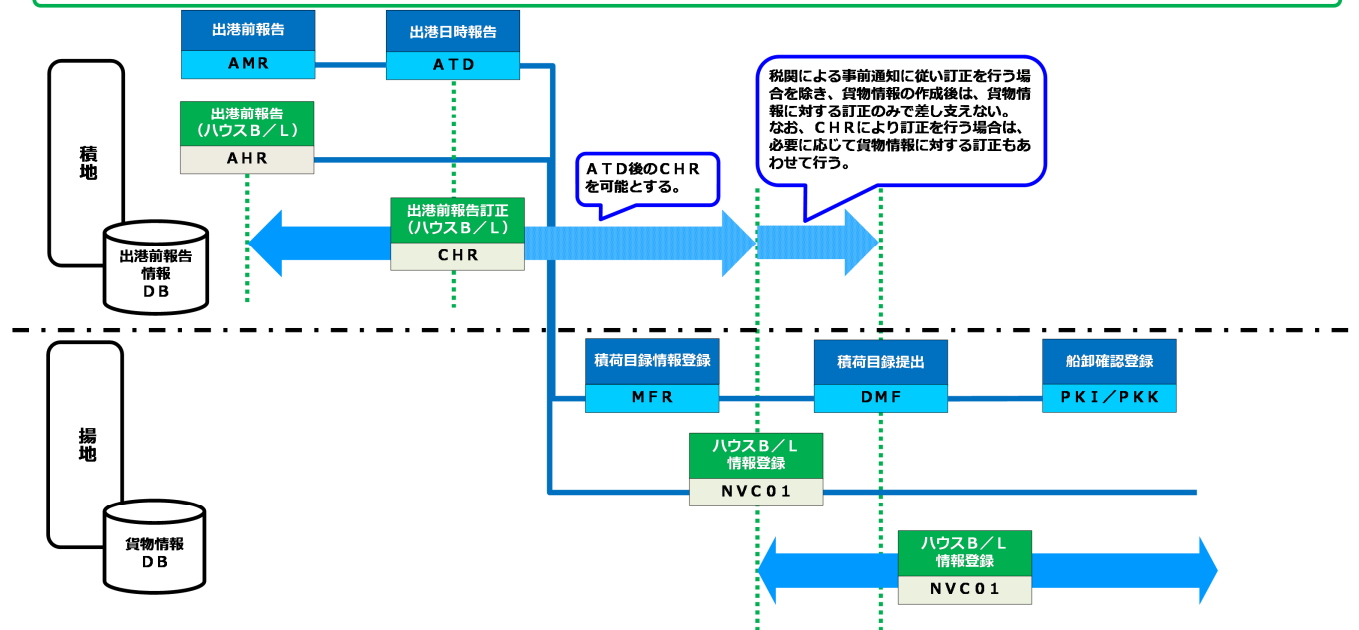
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④ CMR、CHRにおけるATD後の訂正可能化 ～ATD後のCHRの可能化～

CHRの変更点

ATD後、DMF前までのCHRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCHRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCHRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCHRを行う場合を除き、NVC01による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（NVC01）のみで差し支えない（※現行通り）。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（1）

背景

船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいかわからない。

<（参考）「関連ハウス事前通知（DNU）」の出力条件>

- ・関連するハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、DMFが行われた場合、DMF実施者、および、AMR実施者に出力する。
- ・AMRに先行してAHRが行われている場合で、当該ハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、AMRが行われた場合、AMR実施者に出力する。

検討内容

「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターB/L単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN
Master B/L Number M0000000

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（16）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（2）

検討内容

Advance Notice of Risk Assessment Result
For The Relevant House B/L Has Been Given

1 / 2

Master B/L Number IMMM000

Jurisdictional Customs Office 1A - TOKYO

Vessel NCMARU NCCS MABU

Voyage Number 0001 Carrier NACC

Date of Advance Cargo Information Registration 2017/10/01 - 12:00

Date of Departure 2017/10/03 - 15:00

01 House B/L Number HHH#001

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

02 House B/L Number HHH#002

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

03 House B/L Number HHH#003

Notification Code HLD

Subject CANCELLATION OF HLD *CANCELLATION#

04 House B/L Number HHH#004

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING C

05 House B/L Number HHH#005

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

06 House B/L Number HHH#006

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

07 House B/L Number HHH#007

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

<Contact>

Name

XX

XX

XX

XX

XX

XX

XX

XX

XX

XX

XX

If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters should be used.

In case "JAPAN-CUSTOMERS@GSO.CO.JP" is output, e-mail address needs to be converted to "Japan-custome

to send an e-mail.

先頭ページの上部にマ
スターB/L番号、船舶情
報等出力する。

【留意事項】

通知（指示）内容は出力しないため、
通知内容の詳細を確認する場合は、
IARを利用する。

【解除の場合】

・コードの右に「*CANCELLATION*」
を出力する。
・以降のリスト出力時はB/L番号自体出力しない。

先頭ページの下部に税関
連絡先を出力する。

Advance Notice of Risk Assessment Result (Con't)

2 / 2

08 House B/L Number HHH#008

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

09 House B/L Number HHH#009

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

10 House B/L Number HHH#010

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

11 House B/L Number HHH#011

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

12 House B/L Number HHH#012

Notification Code HLD

Subject CANCELLATION OF HLD *CANCELLATION#

13 House B/L Number HHH#013

Notification Code HLD

Subject *DELETION#

14 House B/L Number HHH#014

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

15 House B/L Number HHH#015

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

16 House B/L Number HHH#016

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

17 House B/L Number HHH#017

Notification Code HLD

Subject REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

【削除の場合】

・コードの右に「*DELETION*」を出力す
る。
・以降のリスト出力時はB/L番号自体出力しない。

本イメージはサンプルであり、
「*CANCELLATION*」
「*DELETION*」
は2つ以上同時に出力することはない。
（詳細は、次々頁参照）。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）
----	----	------------	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（3）

検討内容

業務フローと照らし合わせた出カイメージ。

(A)

```

graph LR
    AHR1[AHR] --> CDN01_1[出港前報告  
事前通知  
CDN01]
    AHR2[AHR] --> CDN01_1
    AHR3[AHR] --> CDN01_1
    CDN01_1 --> AMR[出港前報告  
AMR]
    AMR --> AMR_Data[Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000  
House B/L Number HHHHH0001  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0002  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]
    AMR_Data --> CDN01_2[出港前報告  
事前通知  
CDN01]
    CDN01_2 --> MFR[積荷目録情報登録  
MFR]
    MFR --> MFR_Data[Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000  
House B/L Number HHHHH0001  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0002  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0003  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]
    MFR_Data --> DMF[積荷目録提出  
DMF]
    DMF --> DMF_Data[Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000  
House B/L Number HHHHH0001  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0002  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0003  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]
    
```

(B)

```

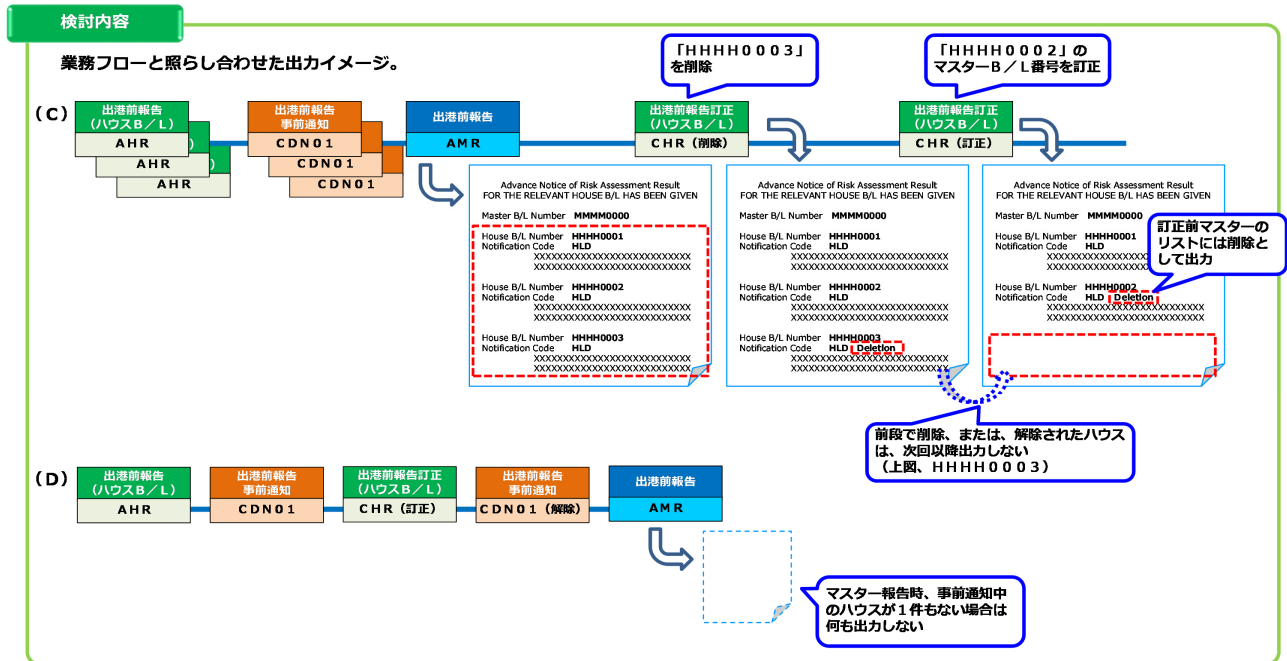
graph LR
    AMR[出港前報告  
AMR] --> CDN01_1[出港前報告  
事前通知  
CDN01]
    AHR1[AHR] --> CDN01_1
    AHR2[AHR] --> CDN01_1
    CDN01_1 --> AMR_Data[Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000  
House B/L Number HHHHH0001  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0002  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]
    AMR_Data --> CDN01_2[出港前報告  
事前通知  
CDN01]
    CDN01_2 --> CDN01_3[出港前報告  
事前通知  
CDN01 (解除)]
    CDN01_3 --> CDN01_3_Data[Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000  
House B/L Number HHHHH0001  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0002  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
House B/L Number HHHHH0002  
Notification Code HLD  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]
    CDN01_3_Data --> Cancel[解除の場合は、現行帳票レイアウトのハウスB/L単位の解除通知をあわせて出力する。]
    Cancel --> Cancel_Data[Cancellation of Risk Assessment: Notice (HLD)  
B/L Number HHHHH0002  
Master B/L Number HHHHH0001  
Notification Code HLD  
Subject XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
...  
Details of Notifications (Directions)  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]
    
```

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（18）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（4）



留意事項

関連ハウスにかかる事前通知とそれ以外の事前通知で出力情報が異なるため、現行において事前通知情報を自社システム等に取り込んでいる利用者、S Pがある場合は、影響を確認していただく必要がある。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（19）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑥CMF02における運用手続きの簡素化

背景

CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

(1) 下記のとおり訂正等の理由を付すことで、税関への訂正等理由の申出をNACCSで行うことを可能とする。

入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：訂正（数量の変更）」
- ・「2：訂正・追加（運送契約等の変更）」
- ・「3：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
- ・「4：訂正・追加（B/L番号の変更）」
- ・「5：訂正・追加（報告内容の誤り）」
- ・「6：訂正・追加（その他）」←“その他”の場合は、「訂正等理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

(2) (1) で付される訂正等理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）
----	----	------------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑦ 積荷情報削除時における削除理由の入力

背景

CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。
また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：削除（積載取止）」
- ・「2：削除（荷揚取止）」←CMF01、CMF02の場合のみ
- ・「3：削除（B/L番号変更）」
- ・「4：削除（誤登録）」
- ・「5：削除（その他）」←“その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（21）
----	----	------------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑧ CHRにおけるマスターB/L番号の訂正可能化

背景

現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、CHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。

検討内容

CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。

処理区分*	5	(2:追加 5:訂正 1:削除)
船舶*	NACCMARU	船舶国籍 JP
航海番号*	001	船会社* NACC 船積港* CNSHA
マスターB/L番号*	MMMM001	ハウスB/L報告完了
ハウスB/L番号	HHHH001	
出港日時	2017/10/01 10:00	出港時刻標準時差分 +0000 船荷重量計金貼付

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（22）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（1）

背景

入港前報告（DMF）までに、出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録した B / L と、MFR で登録した B / L の件数の差分を把握できる機能がない。
 （参考）IMI の実施可能者：船会社、船舶代理店、CY

検討内容

- IMI に新規の照会種別「S：B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。
- 既存照会種別「B：B / L 番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B / L 番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

照会区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY 単位の船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	B / L 番号一覧照会	当該本船に係る B / L 番号の一覧を照会する。
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	B / L 照会	指定された B / L 番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	B / L 主要項目一覧照会	当該本船に係る B / L 番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	B / L 番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚である B / L 番号の一覧を照会する。
T	B / L 番号一覧（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済の B / L 番号の一覧を照会する。
R	B / L 番号一覧（事前通知）照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されている B / L 番号の一覧を照会する。
S	B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会	当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されている B / L 番号の一覧を照会する。

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

新規種別の追加

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（23）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（2）

検討内容

- 新規照会種別「S：B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」の照会画面イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報（B / L 番号一覧（出港前報告不一致））

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船卸 X0000000E - X00000000X1X00000000X2X00000000X3X000E

船卸港 X000E - X 船会社 X00E 積荷目録情報登録者 X000E 航海番号 X00000000E 入港年月日 1234/56/78

1 / 4

B / L 番号	出港前 報告未済	出港日時 報告未済
001	X	X
002	X	X
003	X	X
004	X	X
005	X	X
006	X	X
007	X	X
008	X	X
009	X	X
010	X	X

出港前報告未済、出港日時報告未済が設定されている B / L のみを一覧で照会可能。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（24）
----	----	--------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B/L の一覧照会の可能化（3）

検討内容

② 既存照会種別「B : B/L 番号一覧照会」の変更イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報（B/L 番号一覧）

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXXXE

入港年月日 1234/56/78 積荷目録提出 X B/L 件数 1234

B/L 番号	C Y	仮陸揚	船卸済	コンテナ 本数	申告状況	出港前報告 未済	出港日時 報告未済
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X

欄部情報をグリッド表示に変更。
→エクセル等への表貼り付けが可能。

不一致ステータスの
項目を追加。

IMI は1画面に最大50 B/L
出力する。50 B/L を超過する
場合は継続照会となる。

留意事項

IMI の抽出対象は貨物情報であるため、AMR 済 MFR 未済の B/L 番号は出力しない。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（25）
----	----	--------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩ マッチング判定結果の通知の改善（1）

背景

マスター B/L とハウス B/L のマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>

マスター B/L の報告後にハウス B/L 報告完了の旨が登録した場合は、「ハウス B/L 報告完了通知情報（SAS135）」をマスターの報告者に出力するが、マスター B/L の報告に先行してハウス B/L 報告完了の旨が登録した場合は、「ハウス B/L 報告完了通知情報（SAS135）」の出力契機がない。

<NVOCCへの通知>

マスター B/L の報告後にハウス B/L の報告がされた場合は、AHR または CHR の処理結果通知においてマスター B/L の報告有無を判断できるが、マスター B/L の報告に先行してハウス B/L の報告がされた場合は、マスター B/L の報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスター B/L とハウス B/L のマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>

マスター B/L の報告に先行してハウス B/L 報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスター B/L の報告（AMR または CMR（追加））において「ハウス B/L 報告完了通知情報（SAS135）」をマスター B/L の報告者へ出力する。

<NVOCCへの通知>

- ① ハウス B/L 報告完了の旨が登録（AHR または CHR）された場合、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウス B/L の各報告者へマスター B/L 番号単位に出力する。
- ② ハウス B/L 報告完了以後にハウス B/L が追加、訂正、削除（CHR）された場合、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を CHR の入力者へマスター B/L 番号単位に出力する。
- ③ マスター B/L の報告に先行してハウス B/L 報告完了の旨が登録された場合、その後のマスター B/L の報告（AMR または CMR（追加））において、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウス B/L の各報告者へマスター B/L 番号単位に出力する。
- ④ ハウス B/L 報告完了の旨が登録されたマスター B/L が削除（CMR（削除））された場合、新規帳票「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスの各報告者へマスター B/L 番号単位に出力する。

※帳票イメージは次スライド参照。

留意事項

NVOCC への通知について、マスター B/L 番号を誤入力した場合は、「マスター B/L 報告状況通知情報（SASXXX）」が受信できないことをもってマスター B/L 番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（26）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩ マッチング判定結果の通知の改善（2）

検討内容につき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

マスターB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE マスターB/L識別 X
 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXE - X
 出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

ハウスB/L番号

01	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	02	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
03	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	04	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
05	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	06	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
07	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	08	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
09	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	10	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
11	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	12	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
13	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	14	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
15	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	16	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
17	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	18	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	20	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	22	XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

CMR（削除）の場合は、削除日時を出力する。

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（27）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ 積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加

背景

MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。

検討内容

積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。また、あわせて下記の仕様変更を行う。
 （*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。

- ①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。
- ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑤PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する（右図参照）。
- ⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。

IMIの照会種別「A：概要照会」は、共同運航の場合に、船会社別のB/L件数等出力している。
 共同運航可能な船会社は20社であるため、現行は20欄の出力となっているが、本提案の結果として、航海番号を指定しない場合は、複数の航海情報出力するケースが発生する。
 そのため、当該照会種別の画面は、20欄→60欄程度（20船会社×最新の3航海情報）に増加することを検討する。

留意事項

上述の⑧IMIについて、航海番号を指定しない場合は、条件に合致した全ての航海情報が照会対象となるため、対象を絞る場合は、航海番号まで指定する必要がある。ただし、航海番号まで指定した場合で、船会社別に航海番号が異なる場合は、結果的に船会社別の照会となる。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑫ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（1）

項番	セパレート等発生時の対応パターン	現行		次期	
		実施する業務	問題点	実施する業務	改善内容
1	出港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、 <u>出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</u>	<u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をB/L（新設業務）にて予め登録したうえで、</u> セパレート等後のB/Lについて出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	予めセパレート等前後のB/L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告期限超過による不一致としない。</u> ※ただし、セパレート等前のB/Lが出港前報告期限超過である場合は、その旨を引き継ぐ。
2	入港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF02）を行う。	セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、 <u>出港前報告未済による不一致となってしまう。</u> また、結果的に税関による <u>S.P.D通知を受ける</u> ケースがある。	<u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をB/L（新設業務）にて予め登録したうえで、</u> セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。	予めセパレート等前後のB/L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告未済による不一致としない。</u>

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（29）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑫ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（2）

～セパレートによるB/L番号変更時の入力イメージ～

B/Lの実施可能利用者

対象B/L	入力者	登録可能条件
オーシャン、マスター	船会社	セパレート等前後のB/Lに登録されている船会社と同一。
	船舶代理店	セパレート等前後のB/Lに登録されている船舶代理店において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。
ハウス	NVOCC	セパレート等前後のB/Lの報告者と同一、または、登録された通知先と同一。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（30）
----	----	--------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（1）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
航海番号	任意入力から必須入力へ変更する。	MFR、CMF01、CMF02	航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることで、実務上の管理が煩雑である船舶港枝番の入力機会を削減するため。
	入力項目（必須入力）を追加する。	DMF	上に同じ。
B/L番号 ハウスB/L番号 マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF02	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
荷送人コード 荷受人コード 着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02、NVC01	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
荷送人名 荷受人名 着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
荷送人住所（連続入力） 荷受人住所（連続入力） 着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	AMR、CMR、AHR、CHR	①住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。
	桁数を105桁から175桁に変更する。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	官要件のため。
危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02、NVC01	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（31）
----	----	--------	-------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（2）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02	6次NACCS要件（1B/Lあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字1桁） 削除理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMR、CHR、CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード（数字1桁） 訂正理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（32）
----	----	---------	-----------	------------------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討要否
1	I M L	B / L 件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このため AMR の報告漏れが発生した。 I M I のように B / L 件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：AMR 業務で登録されたマスター・オーシャン B / L のみ出力させて欲しい)	B / L 件数を出力する方向で検討する。	○
2	A H R	ハウス B / L を報告してもマスター B / L とのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスター B / L 番号等の入力誤りに気づくため報告遅延になってしまう。 マスター B / L とのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウス B / L 報告完了「E」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	A H R	A H R の「E」入力による「ハウス B / L 完了通知」は、船会社の AMR 後でなければ通知されない。 A H R の「E」入力が AMR 前であっても AMR 実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	A H R の「E」入力が AMR 前であっても AMR 実施者に完了通知を出力することとする。	○
4	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国 F e e d e r 船会社積トランシップ貨物の M F R / D M F 登録を各地方港に委託する案件増加のため、V C A の制限値が港別 100 件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150 港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が 136 港）登録可能としてほしい。	200 港まで登録可能とする。	○
5	D M F	D M F は船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を積荷情報の一意制約項目とする（M F R 等における航海番号の入力を必須化し、D M F の入力項目に航海番号を追加する）。	○

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（1）
-----	----	--------------	---------------	--------------------

- ・ 港湾サブシステムの N A C C S 統合（乗員上陸許可支援システムとの連携強化）によるシングルウィンドウ機能の改善、入出港業務の W e b インタフェースの導入、プログラム変更要望に基づく改善等を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
1	港湾サブシステムの N A C C S 統合	港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成 20 年 10 月から港湾サブシステムを稼働しているが、同システムにはバックアップ機能が無いこと、N A C C S 本体と業務処理が分かれているために関係省庁等からの格納通知等の統一化が行われていないこと等の問題がある。	N A C C S 本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。
2	入国管理局関連業務の N A C C S 統合化	入港前統一申請業務は入港前に必要な関係省庁等に対する申請をまとめてできる業務であるが、法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（C R W 0 3）」業務は別業務で申請する必要がある。	乗員上陸許可申請（C R W 0 3）業務を、入港前統一申請業務の対象とする見直しを実施する。
3	システム統合等に伴う機能改善	1. 照会業務 現在は、N A C C S 本体と港湾サブシステムで別々の照会業務を提供している。更に、乗員上陸許可申請の情報を照会する際には、「届出申請一覧呼出し（C R W 0 1）」業務及び「届出申請情報照会（C R W 0 2）」業務を行う必要がある。 2. 書類番号等の見直し 現在、入出港に係る業務を実施した際、システムで複数の書類番号を払い出す仕組みとなっており、運用の複雑化を招いている。 3. 格納通知等の見直し 現行では、システム処理が分かれているため、1 業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力される。このため、申請結果の確認作業が煩雑となっている。	1. 照会業務 「申請状態確認（J S S）」業務、「届出申請一覧呼出し（C R W 0 1）」業務及び「届出申請情報照会（C R W 0 2）」業務を廃止し、「入出港届等照会（I V S）」業務に統合する。 2. 書類番号等の見直し 書類番号について統一化を図る。 3. 格納通知等の見直し 格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（２）										
詳細仕様検討結果														
項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様											
4	Webインターフェースの導入	海上の入出港業務は、パッケージソフトから利用が可能となっているが、利用者からは、Web化して欲しいとする要望が寄せられている。	下記の入出港業務についてWeb化を実現する。 ・ 現行内航船業務（JPT業務等（J業務）） ・ 現行外航船業務（VTX01業務等（B業務*）） ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務）） * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務はパッケージソフトの提供は廃止する。											
5	呼出し機能の充実	入港前統一申請（VPX）、入港届等（VIX）、出港届等（VOX）業務で登録した情報は、入港前統一申請B（VPT）、入港届等B（VIT）、出港届等B（VOT）業務で呼び出すことができない。	VPX、VIX、VOX業務等により事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。											
6	添付業務の見直し	添付業務である「ファイル申請（KFT）」業務で指定できる宛先は、港湾管理者のみである。	KFT業務の申請書類へのファイル添付機能で指定できる宛先について、検疫所、地方運輸局を追加する。 <table><tr><th>手続名</th><th>提出先</th></tr><tr><td>検疫通報</td><td>検疫所</td></tr><tr><td>入港通報</td><td>検疫所</td></tr><tr><td>入港届（明告書を含む）</td><td>検疫所</td></tr><tr><td>保障契約情報</td><td>地方運輸局</td></tr></table>		手続名	提出先	検疫通報	検疫所	入港通報	検疫所	入港届（明告書を含む）	検疫所	保障契約情報	地方運輸局
手続名	提出先													
検疫通報	検疫所													
入港通報	検疫所													
入港届（明告書を含む）	検疫所													
保障契約情報	地方運輸局													
7	出力レイアウトの見直し 【基本Ⅳ-6-10】	入出港・港湾関連手続業務において、官利用者と民利用者で出力される内容やレイアウトが異なっており、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じている。	Webインターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、NACCSパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。											
8	寄港順序入替方法の見直し 【基本Ⅳ-6-10】	VTX01の運航情報を訂正する場合は、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、変更が簡単ではない。	本邦寄港順序の入力欄を追加し、寄港順に1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで変更を可能とする。											

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（3）
詳細仕様検討結果				
項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様	
9	1船舶あたりの旅客数の拡大	1船舶で登録可能な旅客数は最大3,000人となっている。	登録可能な旅客数を8,000人までとする。	
10	VTX02業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（VTX02）」業務等において性別を入力する項目がない。	VTX02業務等に性別を任意項目として追加する。	
11	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（VPX）」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	入力可能桁数を30桁とする。	
12	保障契約情報における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、保障契約情報の「保障限度額単位1,2」の通貨コードは任意入力項目となっている。	次のとおり入力項目の見直しを実施する。 ・ 保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・ 保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。	
13	港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできない。	VPX業務等に「港内管制信号所」欄を追加する。当該変更に伴い、IVS業務にも「港内管制信号所」欄を追加する。	
14	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（VPX）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「LLO：積み込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「LLO：積み込み」についても使用可能とする。	
15	入国管理局宛での乗組員情報登録業務におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（VPX）」業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄で「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	VPX業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」で送信した場合はエラーとする。	
16	過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から63日とする。	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（４）
詳細仕様検討結果				
項番	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様	
17	外航バス、内航バスチェックの追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、バスコードを入力する項目に対し、外航バスか内航バスのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる場合がある。	V T X 01業務等において、バスコードを入力する際、使用可能なコードが否かのチェックを追加する。	
18	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録できない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。	
19	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務では削除ができない。	V T X 0 3 業務、V T X 0 4 業務で削除を可能とする。	
20	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。	
21	1 船舶あたりの運航情報件数の拡大 【基本Ⅳ-6-10】	現在、運航情報は、船舶単位に一つのみ登録することができる。一方、短期間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の運航情報を登録する必要があるが、システムでは対応できない状態となっている。	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務において、航海番号単位による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（V P X）」、「入港届等（V I X）」、「出港届等（V O X）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。	
22	とん税等納付申告（T P C）業務におけるチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、T P C業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。T P C業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	T P C業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目／0：無し、1：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。	
23	C P C業務における船舶基本情報と純トン数との一致	「不開港出入許可申請（C P C）」業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。	



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第13回WG	基本Ⅳ-6-8	B／L番号入力仕様の見直し（１）： 35桁化	
・ B／L番号の入力について、現行20桁から「N A C C S用船会社コード（４桁）+31桁」の35桁に変更する。					
詳細仕様検討結果					
・ B／L番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。					
項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	C H J	貨物情報仕分け	13	S C R	簡易貨物情報登録
2	C H U	貨物取扱登録（仕合せ）	14	S O T	保税運送申告（承認）変更
3	S H S	貨物取扱登録（改装・仕分け）	15	A H R	出港前報告（ハウスB／L）
4	C P C	不開港出入許可申請	16	A M R	出港前報告
5	B I X	システム外搬入確認取消	17	C H R	出港前報告訂正（ハウスB／L）
6	B I B	システム外搬入確認（輸入貨物）	18	C M R	出港前報告訂正
7	C Y B	システム外C Y搬入確認（コンテナ単位）	19	C M F 0 1	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
8	C Y D	システム外C Y搬入確認（B／L単位）	20	C M F 0 2	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
9	C Y D 0 1	システム外C Y搬入確認（B／L単位）（事前登録）	21	M F R	積荷目録情報登録
10	N V C 0 1	ハウスB／L貨物情報登録（登録、訂正、削除）	22	I D A	輸入申告事項登録
11	N V C 0 2	ハウスB／L貨物情報登録（関連付け）	23	I D A 0 1	輸入申告変更事項登録
12	O L C	保税運送申告	24	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録



Ⅶ 詳細仕様検討結果

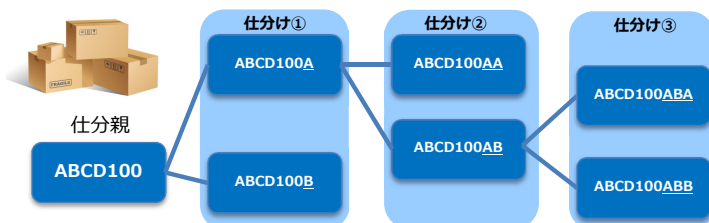
貨物	海上	第13回 WG	基本 IV-6-8	B / L 番号入力仕様の見直し (2) : 仕分け (仕合せ) ・内取り
----	----	---------	-----------	---------------------------------------

- ・仕分け (仕合せ) 業務を実施した際の取扱枝番について、仕分 (仕合) 親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
- ・「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

- ・「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け (CHJ)」業務は「仕分前 B / L 番号」を仕分親番号とし、直前の仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー



枝番の付与は A → V、その後 A A → V V の順

※枝番に I ・ O (オー) ・ W ・ X ・ Y ・ Z は使用しない。

- ・「貨物取扱登録 (仕合せ) (CHU)」業務についても、直前の先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

- ・次期仕様においては、「貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS)」業務で内取りの実施を可能とする。
SHS 業務、仕分数の項目に新たに「内取り：0 (ゼロ)」の区分を設ける。
- ・繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の2つの情報を入力する。
内取元については B / L 番号を変えず、内取りの度に 内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する。

貨物取扱登録 (改装・仕分け) (SHS) 業務画面

共通部 繰返部

許可申請番号

仕分数※ (改装: 1 仕分け: 2 ~ 20)

取扱場所

取扱開始日時※

取扱終了日時※

仕分前貨物管理番号※

記事

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 III-3	1 B / L あたりの入力可能コンテナ件数の拡大
----	----	---------	----------	---------------------------

- ・海上輸出入業務における 1 B / L あたりの入力可能なコンテナ件数について、現行100件から200件に変更する。

詳細仕様検討結果

海上輸出入業務における 1 B / L で 指定可能なコンテナ件数を最大100件から200件に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

オンライン業務の変更点

1. 入力画面において、1 B / L に紐づくコンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。(変更対象は WG 資料を参照)
2. 出力情報において、1 B / L に紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。(変更対象は WG 資料を参照)
3. 1 B / L に対して100コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を200コンテナに変更する。(変更対象は WG 資料を参照)

管理資料における変更点

「K04 港湾統計用輸入貨物データ」、「K05 港湾統計用輸出貨物データ」及び「K06 港湾統計用仮陸揚貨物データ」において、コンテナ番号、空／実入識別、コンテナサイズ 及び コンテナタイプの繰返し数を100から200に変更する。

VII 詳細仕様検討結果

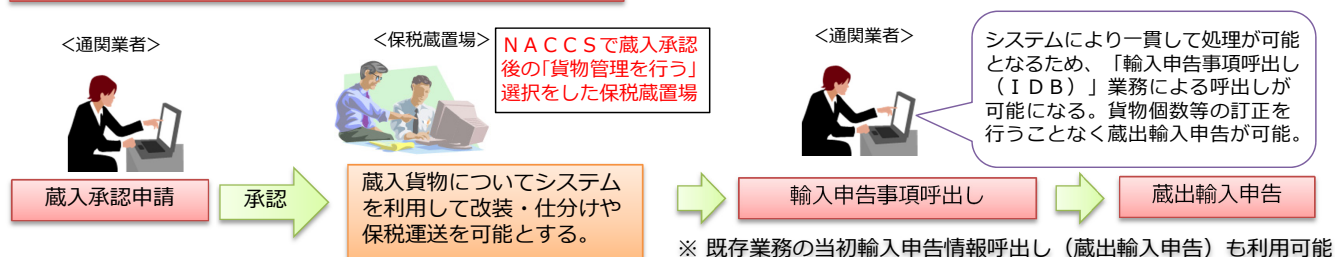
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（1）
----------	----	-----------------	------------------	------------------

- 海上における蔵入承認済貨物について、一定期間経過後であってもシステムによる後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

- 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
- 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
- 後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報DBにおいて管理を行う。
- 保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてNACCSで蔵入承認後の貨物管理を①「行う」、或いは、②「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報DBにおける管理を行い、後続業務を可能とする。
なお、当該選択については、あらかじめNACCSに登録を行うことを必要とする。
- 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
 - 蔵入承認済貨物に関する搬出入
 - 蔵入承認済貨物の改装・仕分け
 - 蔵入承認済貨物情報の呼出し
 - 蔵入承認済貨物の保税運送申告
 - 蔵入承認済貨物情報の照会
- 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

蔵入承認後におけるシステム処理イメージ

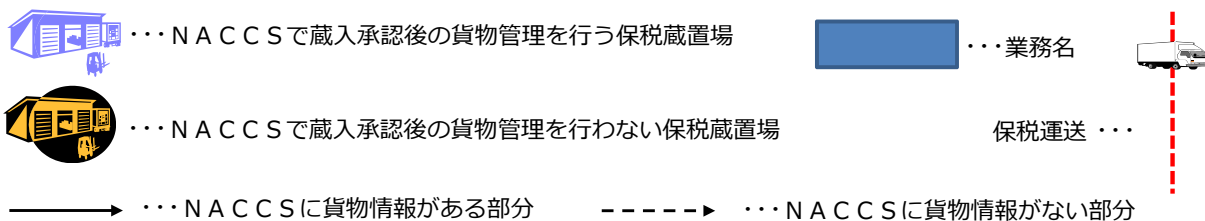


VII 詳細仕様検討結果

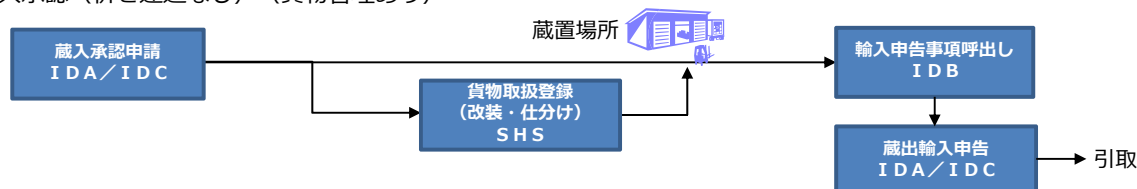
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（2）
----------	----	-----------------	------------------	------------------

詳細仕様検討結果

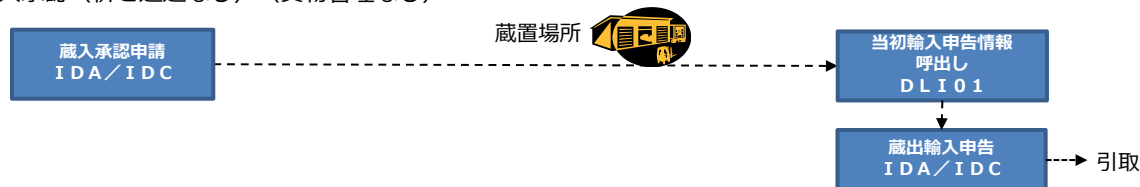
（凡例）



① 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理あり）



② 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理なし）

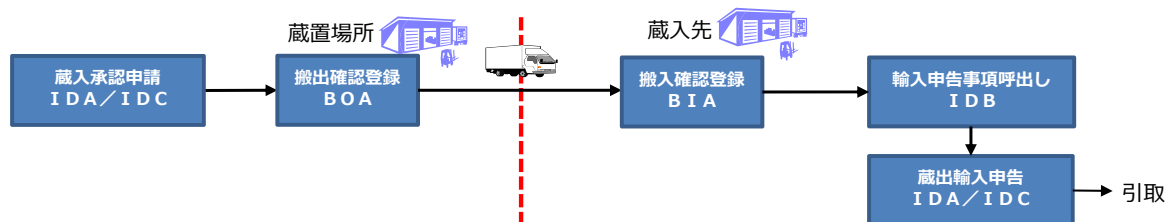


Ⅶ 詳細仕様検討結果

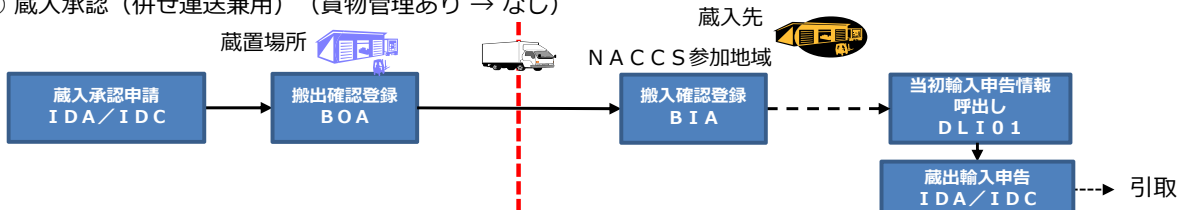
貨物 共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（3）
----------	----	--------------	----	-----------------	------------------

詳細仕様検討結果

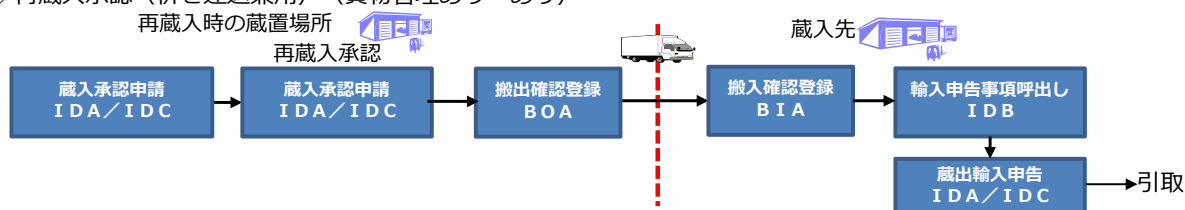
③ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → あり）



④ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → なし）



⑤ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → あり）

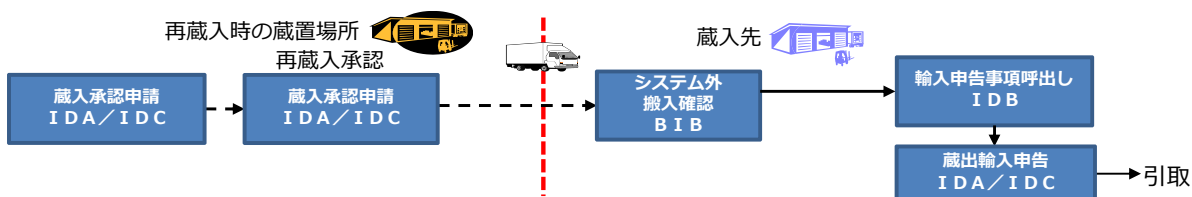


Ⅶ 詳細仕様検討結果

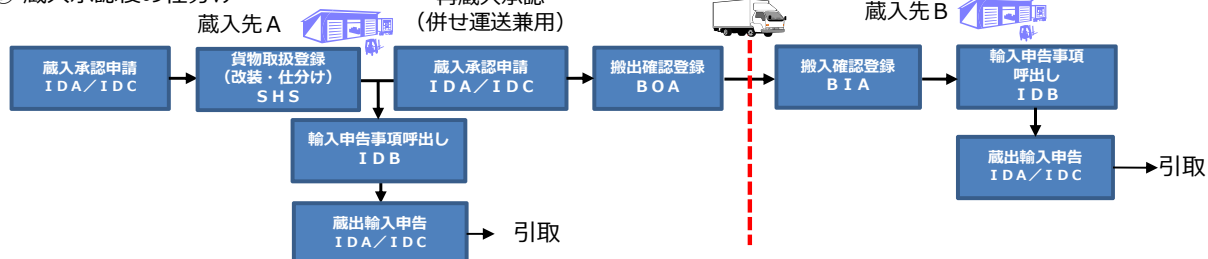
貨物 共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入貨物の後続業務の可能化（4）
----------	----	--------------	----	-----------------	------------------

詳細仕様検討結果

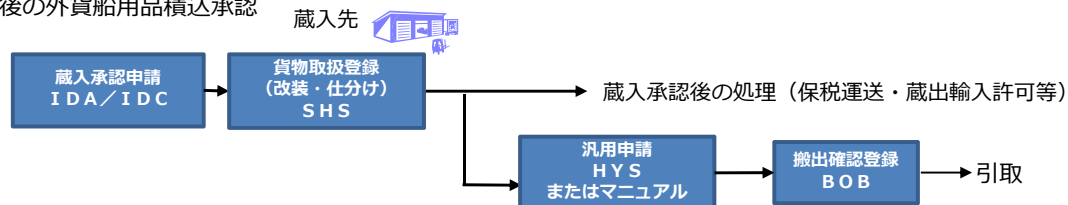
⑥ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理なし → あり）



⑦ 蔵入承認後の仕分け



⑧ 蔵入承認後の外貨船用品積込承認



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-9	空コンテナの仮陸揚対応
----	----	--------	-------------	-------------

- 「MFR（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

仮陸揚識別 28 仮陸揚事由 TRS 仮陸揚期間 5

仮陸揚貨物の搬入時保税運送自動起動の旨の入力は不可

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

- ② MFR等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をDMFを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、CY、税関（監視）

* 「積荷目録情報登録（MFR）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMF01）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務

Ⅶ 詳細仕様検討結果

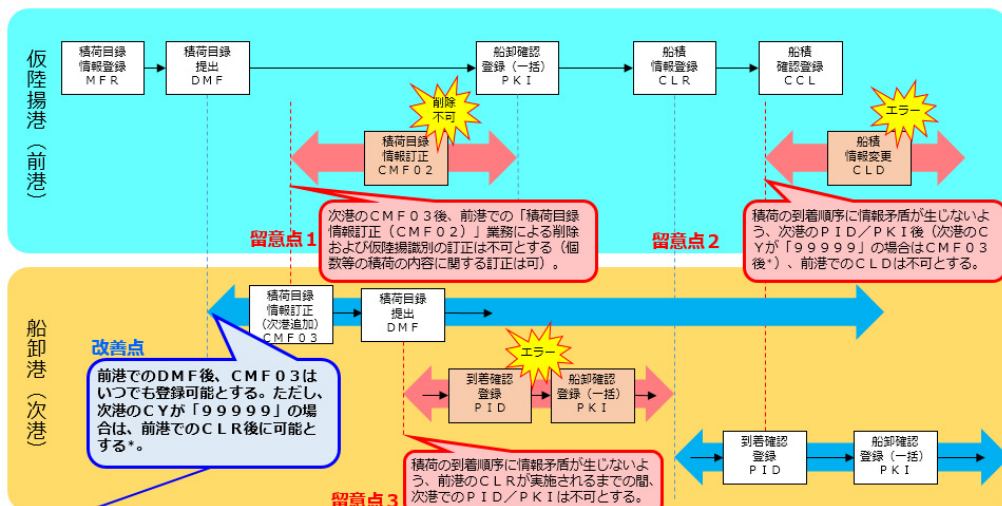
貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-9	「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の改善
----	----	--------	-------------	---------------------------------

- 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのDMF以降は次港におけるCMF03業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

<現行>「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

<次期> 海上仮陸揚貨物について、前港でのDMF後であればCMF03はいつでも登録可能とする。
ただし、次港のCYが「99999」の場合は、前港でのCLR後に可能とする*。



(*) コンテナオペレーション会社に「99999」が登録された積荷は、PKI/PKKによる船卸確認が実施されないため、DMF実施時点でシステム不参加のCY等に設置された状態であるとシステム上はみなす。その為、積荷の到着順序に情報矛盾が生じないよう、当該積荷については、次港でのCMF03実施時点で前港でのCLRが確実に実施されている必要がある。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回WG	基本 Ⅳ-6-他	ACL業務の見直し（1）
----	----	--------	-------------	--------------

- ・ 現行ACL01/02業務を廃止し、ACL03/04業務を次期におけるACL業務とする。また、プログラム変更要望を踏まえてACL03/04業務の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容							
1	A C L業務の統廃合 及び 名称変更	・ 現行A C L 0 1及びA C L 0 2は廃止し、現行A C L 0 3を新A C L 0 1、現行A C L 0 4を 新A C L 0 2とする。							
		・ 現行A C L「船積確認事項登録」の業務名を「A C L情報登録」に変更し、A C L 0 2業務の 業務名に「自動車船用」を追加する。（注：A C L = Acknowledgement of Cargo Loading）							
		業務コード		現行業務名		第 6 次業務名			
		A C L 0 1		船積確認事項登録（コンテナ船用）		A C L 情報登録（コンテナ船用）			
		A C L 0 2		船積確認事項登録（在来船用）		A C L 情報登録（在来船・自動車船用）			
		A C L 1 1		船積確認事項登録呼出し		A C L 情報呼出し			
		A C L 1 2		船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し		A C L 情報登録（ハウス単位）呼出し			
		I A L		船積情報照会		A C L 情報照会			
I A C		船積情報登録状況照会		A C L 情報登録状況照会					
2	決済関連業務の廃止	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点で この解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。							
		業務コード		業務名		業務コード		業務名	
		W B I		S W B 確定通知		P A S		支払選択登録	
		W B I 1 1		S W B 確定通知呼出し		P A S 1 1		支払選択登録呼出し	
		W B S		S W B 情報通知		I I S		S W B 請求情報一覧照会	
		・ 決済関連業務の廃止に伴い、A C L業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄 及び「請求先名」欄を削除する。							



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回WG	基本 Ⅳ-6-他	ACL業務の見直し（2）
----	----	--------	-------------	--------------

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容																														
3	プログラム変更要望	・ ACL業務に対するプログラム変更要望のうち、要望が多かった項目について見直しを実施する。詳細は、次表のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th><th>プログラム変更要望</th><th>詳細仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>共通部のグロス重量/容積と繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。</td><td>共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CFS欄を独立した入力項目としてほしい。</td><td>通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CFS欄及びその他の通知先3欄の構成とする。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。</td><td>ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。</td><td>記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。</td></tr> <tr> <td>5</td><td>船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。</td><td>Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。</td></tr> <tr> <td>6</td><td>着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。</td><td>荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。</td></tr> <tr> <td>7</td><td>シール番号欄を4欄にしてほしい。</td><td>シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。</td></tr> <tr> <td>8</td><td>内個数を10個くらいに増やしてほしい。</td><td>内個数の入力欄を追加し10欄とする。</td></tr> <tr> <td>9</td><td>I A L 船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。</td><td>送信履歴を5件出力する。</td></tr> </tbody> </table>	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様	1	共通部のグロス重量/容積と繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。	2	現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CFS欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CFS欄及びその他の通知先3欄の構成とする。	3	ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。	4	記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。	5	船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。	Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。	6	着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。	7	シール番号欄を4欄にしてほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。	8	内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。	9	I A L 船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。
業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様																														
1	共通部のグロス重量/容積と繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量/容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量/容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。																														
2	現行では、船会社/NVOCC欄のほかに3欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてCY・CFS欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を5欄に変更し、船会社/NVOCC欄、CY/CFS欄及びその他の通知先3欄の構成とする。																														
3	ACL業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	ACL業務を実施した会社名等を新たに出力する。																														
4	記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。																														
5	船会社が発行するMaster B/L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。	Master B/L No. 欄の入力欄を追加する。																														
6	着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。																														
7	シール番号欄を4欄にしてほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。																														
8	内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。																														
9	I A L 船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。																														



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	A C L業務の見直し（3）	
詳細仕様検討結果					
	業務コード	プログラム変更要望		詳細仕様	
10	I A L	I A L業務による照会結果に、通知先コード1、2が表示されない ので、出力してほしい。また、A C L仮登録でも照会が可能となる ようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別で きるようにしてほしい。		出力情報に通知先と登録の区分を追加する。 また、A C L仮登録状態でも仮登録者からの照会を可能とす る。	
11	A C L	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と入力された 場合、エラーまたは注意喚起メッセージを出してほしい。		エラーまたは注意喚起メッセージによる対応はせず、 記号番号欄、品名欄に2 欄以上入力があった場合の出力メッ セージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。	
12		送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。		出力帳票に通知先を追加する。	
13		「記事」欄の桁数を増やしてほしい。		「記事」欄の桁数を280桁から350桁に拡大する。	

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	C Y搬出入業務の改善（1）
----	----	--------------	----	--------------	----------------

・ C Y搬出入業務についてプログラム変更要望、業務実態等を踏まえ、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果																														
項番	項 目	内 容																												
1	業務フローの確認 及び利用実態	・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。 ① 第6次N A C C Sにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、C YのT O S（注）改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、B K R（ブッキング情報登録）業務での利用を可能とする。 (注) TOS : Terminal Operation System																												
2	デマレージ等の 決済業務	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。 このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>A C T</td><td>請求情報登録</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>I A I</td><td>請求情報一覧照会</td></tr><tr><td>A C T 1 1</td><td>請求情報登録呼出し</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td></tr></table>					業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	A C T	請求情報登録	P A S	支払選択登録	I A I	請求情報一覧照会	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I A T	請求情報照会					I P S	電子決済情報照会
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																									
A C T	請求情報登録	P A S	支払選択登録	I A I	請求情報一覧照会																									
A C T 1 1	請求情報登録呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I A T	請求情報照会																									
				I P S	電子決済情報照会																									
3	Web N A C C S 対象業務	・ C Y搬出入業務では、以下の業務を Web N A C C Sにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはWeb N A C C Sでの提供を廃止する。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>P U L</td><td>空コンテナピックアップ一覧作成</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td>P C D</td><td>空コンテナ引渡情報登録</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td></tr><tr><td>I P U</td><td>ピックアップオーダー照会</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	I A T	請求情報照会	P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会	I P U	ピックアップオーダー照会				
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																									
P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	I A T	請求情報照会																									
P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会																									
I P U	ピックアップオーダー照会																													

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-他	CY搬出入業務の改善（2）
詳細仕様検討結果					
4. プログラム変更について（1）					
業 務 名	概 要				
空コンテナピックアップ登録（PUR） 空コンテナピックアップ変更（PUH）	1. 入力項目の追加：①「湿度（数字2桁）」②「通知先（英数字5桁）」※ ※ 通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。 2. チェック機能の見直し：現在、PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。 ① 冷凍コンテナブレイクリング要表示 ② 設定温度（上限）③ 設定温度 ④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード ⑥ 通風孔 ⑦ 海洋汚染物質有表示 ⑧ 少量/微量危険物有表示 ⑨ I M O C L A S S ⑩ U N N o . ⑪ P K G G R O U P ※ ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（S A T 0 8 4）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。				
空コンテナピックアップ回答（PUA）	1. 入力項目の見直し （1）項目追加：①「湿度（数字2桁）」②「通知先（英数字5桁）」※ ③「搬入予定先CY名（日本語30桁）」 （2）桁数変更：「記事（申込者返信用/ピックアップ先連絡用）」⇒ 日本語140桁から同400桁に変更 （3）項目削除：「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、PUA業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。 2. 送信電文形式の変更 PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する以下の電文について、EXC型からEXZ型に変更する。 ①空コンテナ搬出確認情報（S A T 0 8 9） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（S A T 0 9 0） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（S A T 0 9 1） ④空コンテナピックアップ回答情報（S A T 0 9 5） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（S A T 1 3 3）				



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-他	C Y搬出入業務の改善（3）
詳細仕様検討結果					
4．プログラム変更について（2）					
業 務 名		概 要			
空コンテナ引渡情報登録（PCD）		1. <u>入力項目の追加</u> ：①「シールNo」（6回繰返し） ⇒ 同欄の追加に伴い、機器受渡証（EIR）情報（SAT099）のフォームも併せて変更する。 2. <u>引渡日時の未来日入力可能化</u> ：PCD業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 (事前に機器受渡証（EIR：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。)			
C Y搬入票情報登録（CYH）		C Y H業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。			
バンニング・C Y搬入票情報登録（VAH）		V A H業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。			
ブッキング情報登録（BKR） ブッキング情報変更登録（BKC）		入力された「積出港C Yの利用者」及び「荷受地C Yの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、C Y側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 なお、入力された通知先への送信については、現行と同様とする。			
注：I B L（ブッキング一覧照会）業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、B C C業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。					



Ⅶ 詳細仕様検討結果

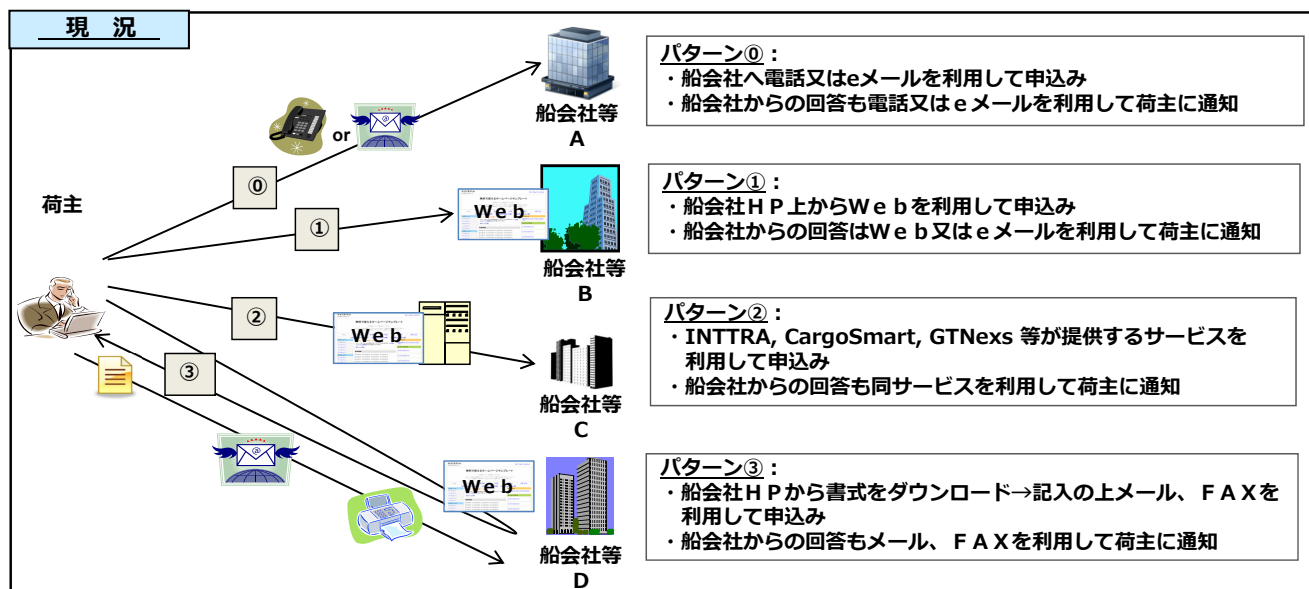
貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-他	船腹予約業務のシステム化（１）
----	----	--------	-------------	-----------------

- ・ 現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、第6 NACCSにおいて、システム化を実施する。（継続検討中）

詳細仕様検討結果

現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、CYサブWG委員より 当該業務のシステム化を行うことにより、

- ① BKR（ブッキング情報登録）業務やSIR（船積指図書登録）業務等の後続業務との連携による業務処理の実現
 - ② ブッキングフォーマットの統一化による荷主、船社（NVOCC）等の事務負担の軽減
- 等のメリットが考えられる旨の提案があり、第6次NACCSにおいてシステム化を実施することとした。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 Ⅳ-6-他	船腹予約業務のシステム化（２）
----	----	--------	-------------	-----------------

詳細仕様検討結果

1. 船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

利用 者	現状と新規業務への想定されるニーズ	備 考
船 会 社 NVOCC	・ 自社やSPのホームページ、荷主とのシステム間接続（EDI）によりe-book ing を提供しているが利用は拡大していない。 ※ e-book ing の窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・ 荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更/確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・Faxが 太宗。 ・ 一見客は、rating など料金算定が必要となる等、e-book ing に馴染まない。	日本の利用率は1割にも満たない。（香港で6-7割、台湾で4割程度）
荷 主	・ 自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にEDI接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・ 自社でシステム開発せずe-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・ 海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船・日付、コンテナ本数を予約）。 ※ 予約は電話・Fax等が太宗。	

検討結果

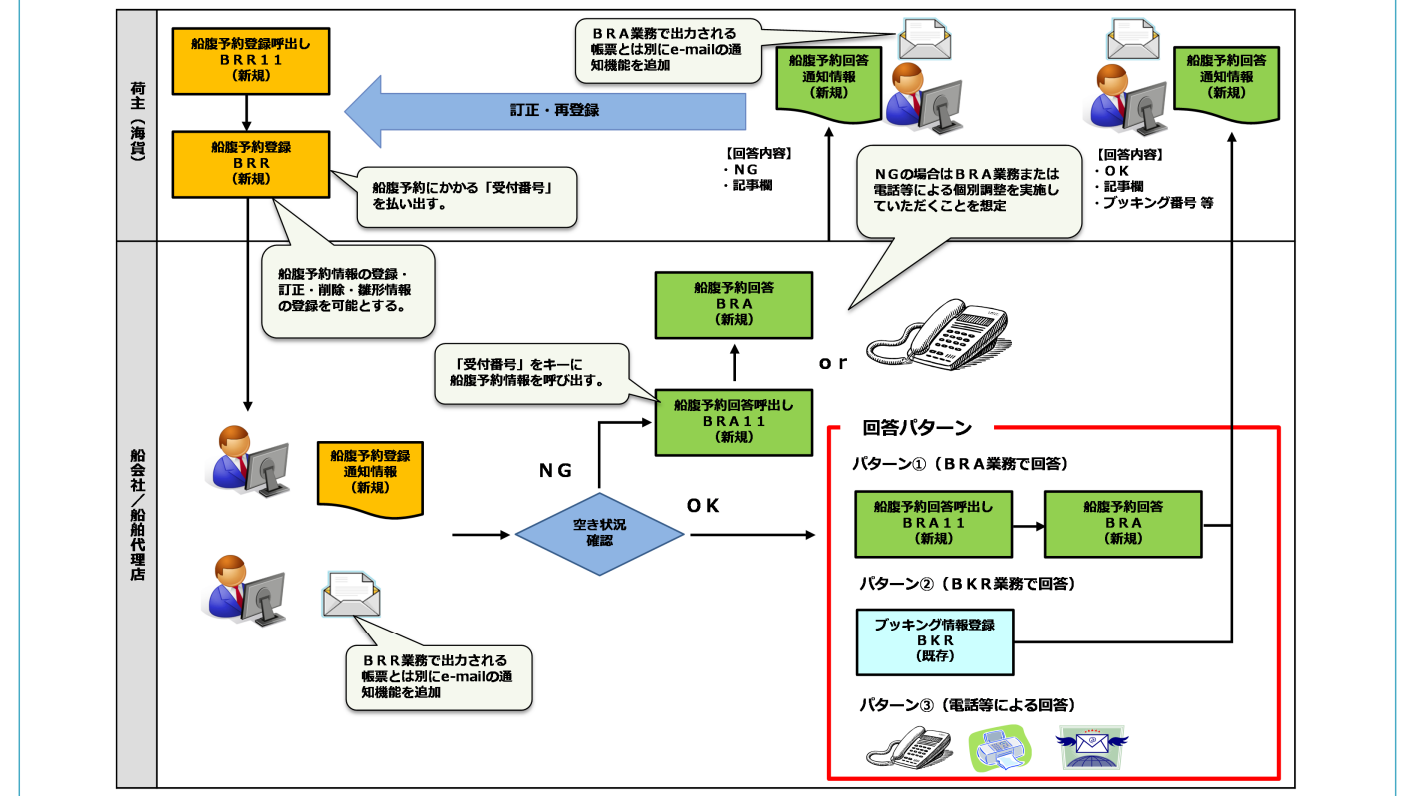
新業務は、事前に包括運送契約を締結している荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社（主に自社システム保有）との間での個別運送時の船腹予約をEDI化することを開発の標的とする。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（3）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 業務フロー①：荷主（海貨）⇔ 船会社／船舶代理店のパターン

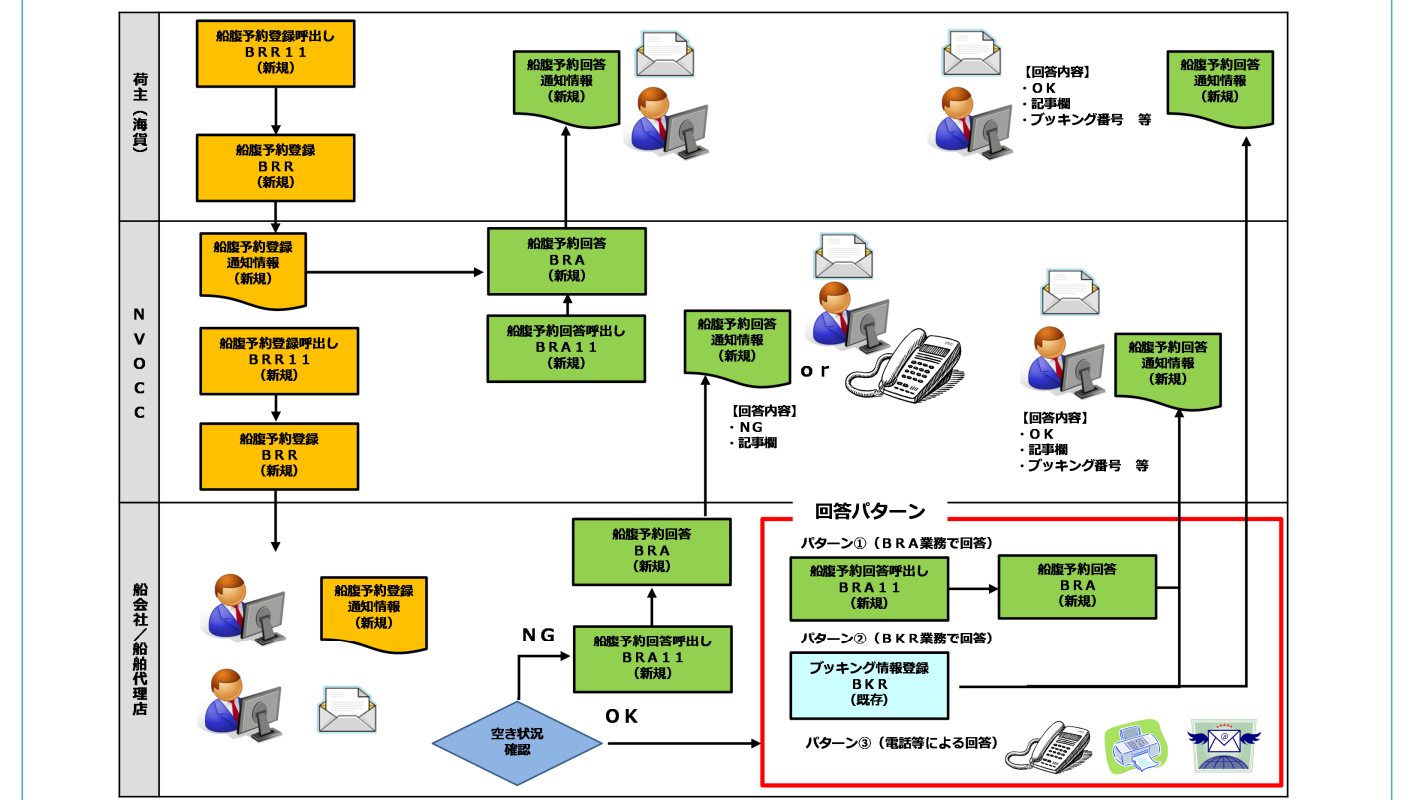


VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（４）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 業務フロー②：荷主（海貨）⇔ NVOCC ⇔ 船会社／船舶代理店のパターン



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（5）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

3. 業務概要 (案)

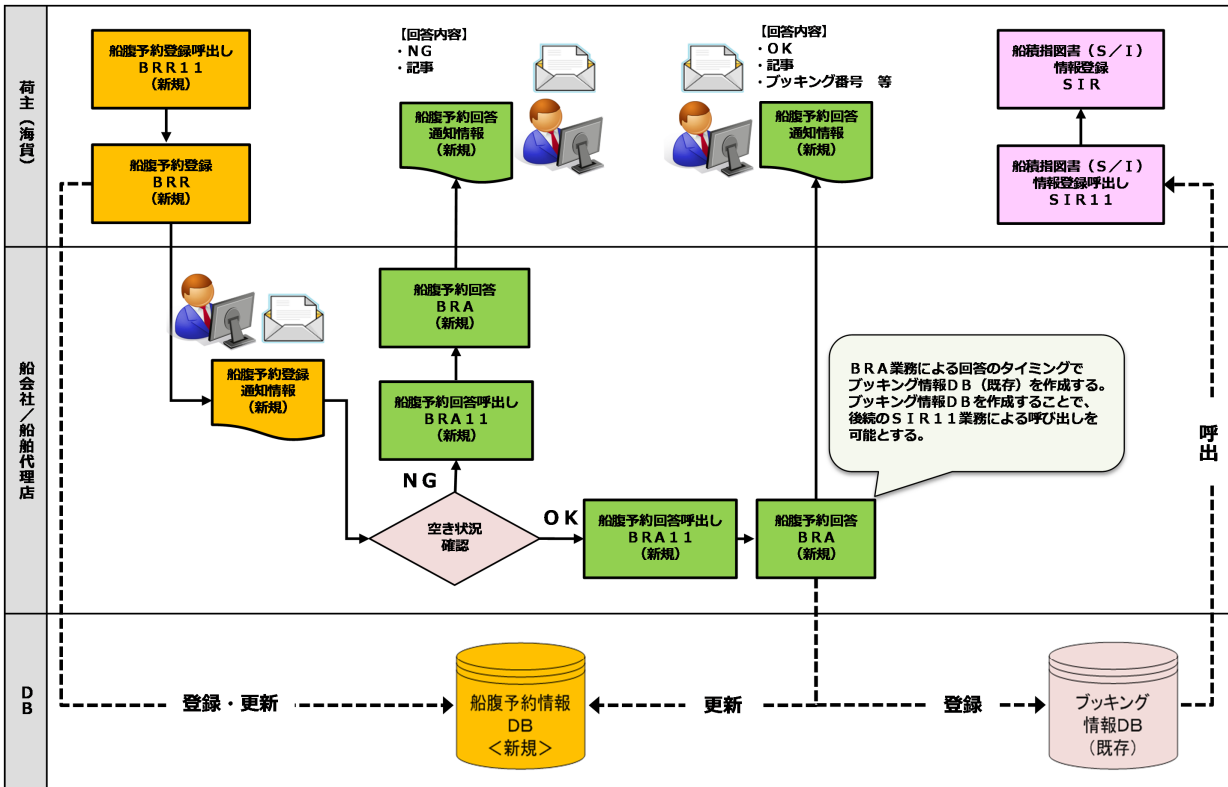
業 務 名	業 務 概 要
【新規】 船腹予約登録 (B R R)	・処理区分を設けて、船腹予約情報の訂正・削除を実施可能とする。 ・処理区分に雛形登録の区分を設け、雛形となる船腹予約情報の登録を可能とする。 (雛形登録データは通常よりも長い保存期間として長期間保存することを想定。) ・雛形登録の場合は通常の払出し番号とは別の体系で払出す。 番号は呼出し業務の最終実績から半年 o r 1 年間経過したら削除する。 ・船腹予約の受付番号をシステムで払い出し、新規 D B の船腹予約情報 D B に登録。 ・業務実施時に船会社宛てに e - m a i l による船腹予約登録の通知を行う。
【新規】 船腹予約登録呼出し (B R R 1 1)	・ B R R 業務で登録される受付番号をキーにして船腹予約情報 D B から情報を呼び出す。
【新規】 船腹予約回答 (B R A)	・回答方法は以下の 2 パターンを想定。処理区分で回答方法を選択可能とする。 ① 予約の「O K ・ N G」を回答。 ② 予約が O K の時は、ブッキング番号や船舶コード等を通知する。 ③ 予約が N G の時は、記事欄にその旨を回答できるようにする。 ・業務実施時に荷主宛てに e - m a i l による船腹予約回答の通知を行う。
【新規】 船腹予約回答呼出し (B R A 1 1)	・ B R A 業務の回答 (上記②) にあたり、受付番号をキーにして船腹予約情報 D B から情報を呼び出す。
【既存】 ブッキング情報登録 (B K R)	・ B K R 業務の入力項目に B R R 業務で払い出される「受付番号」を追加する等の船腹予約にかかる入力項目の見直しを行う。 ・船腹予約にかかる新規帳票を荷主宛てに出力する。

VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（6）
----	----	------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

4. S I R業務におけるブッキング情報の活用について



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（１）
----	----	--------	-----------------	-----------------

- ・ 現在マニュアルで作成している危険物明細書についてシステム化を行い、NACC Sの上流情報の利用を可能とする改善を実施する。（継続検討中）

詳細仕様検討結果

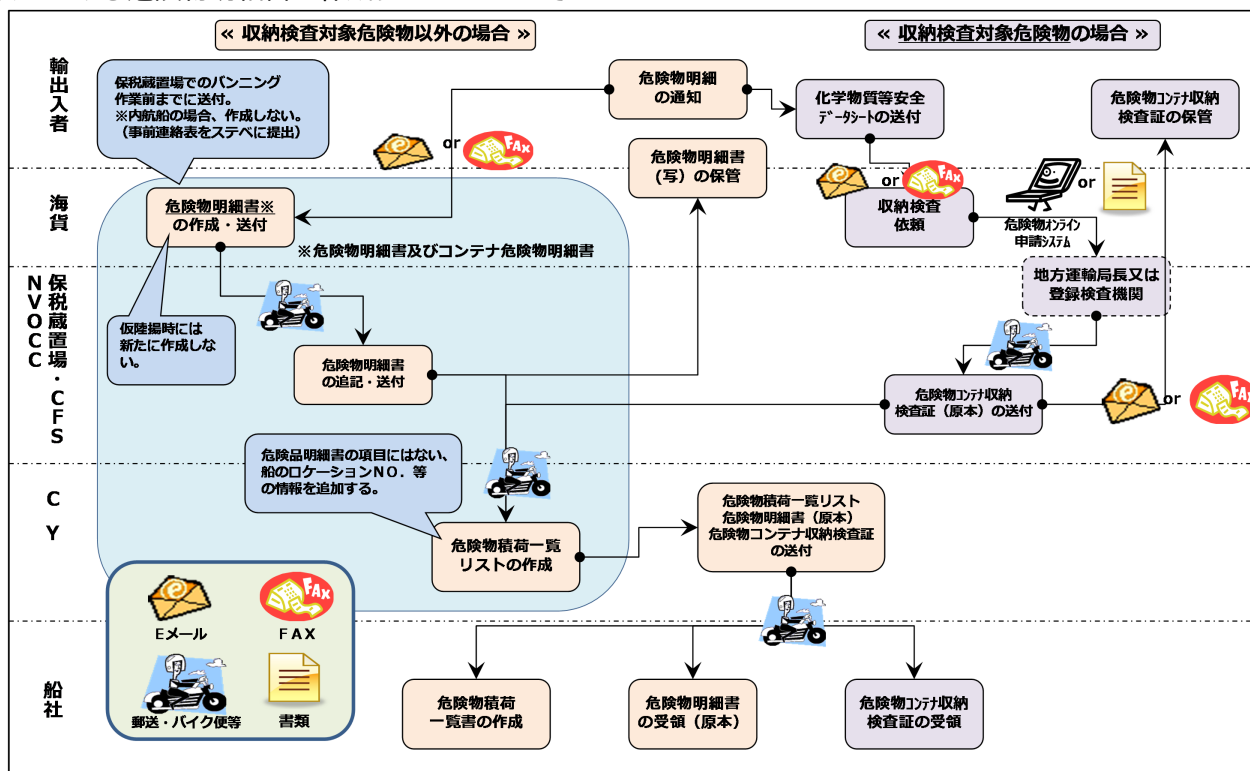
項番	項目	内 容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	1. 危険物明細書（通称：赤紙） 危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間に締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。 2. 検討内容 現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第6次NACC Sにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。
3	検討結果	1. 「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。 2. 前記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。 3. 「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（blank）への印字）。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（２）
----	----	--------	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

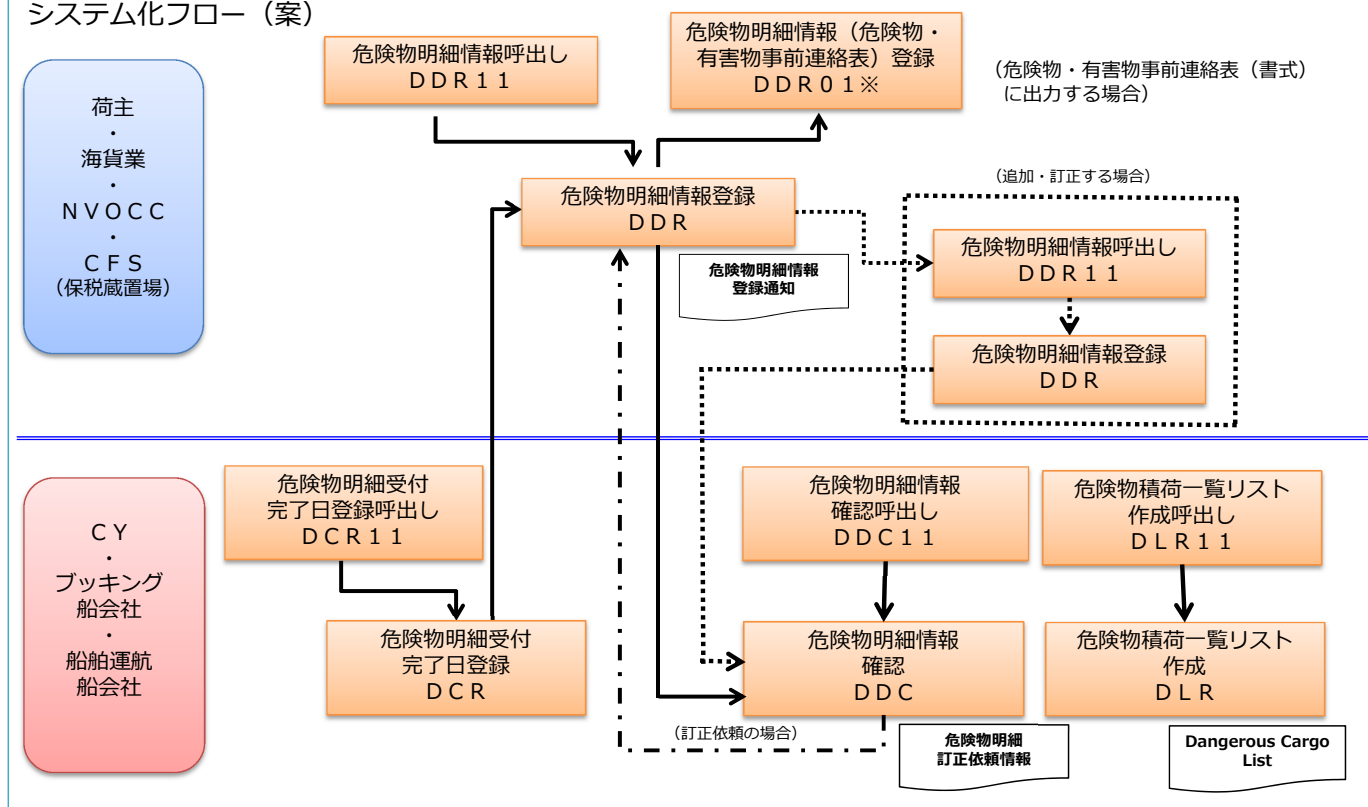


VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（3）
----	----	------------	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

システム化フロー（案） 危険物照細情報（危険物



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（４）
----	----	------------	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

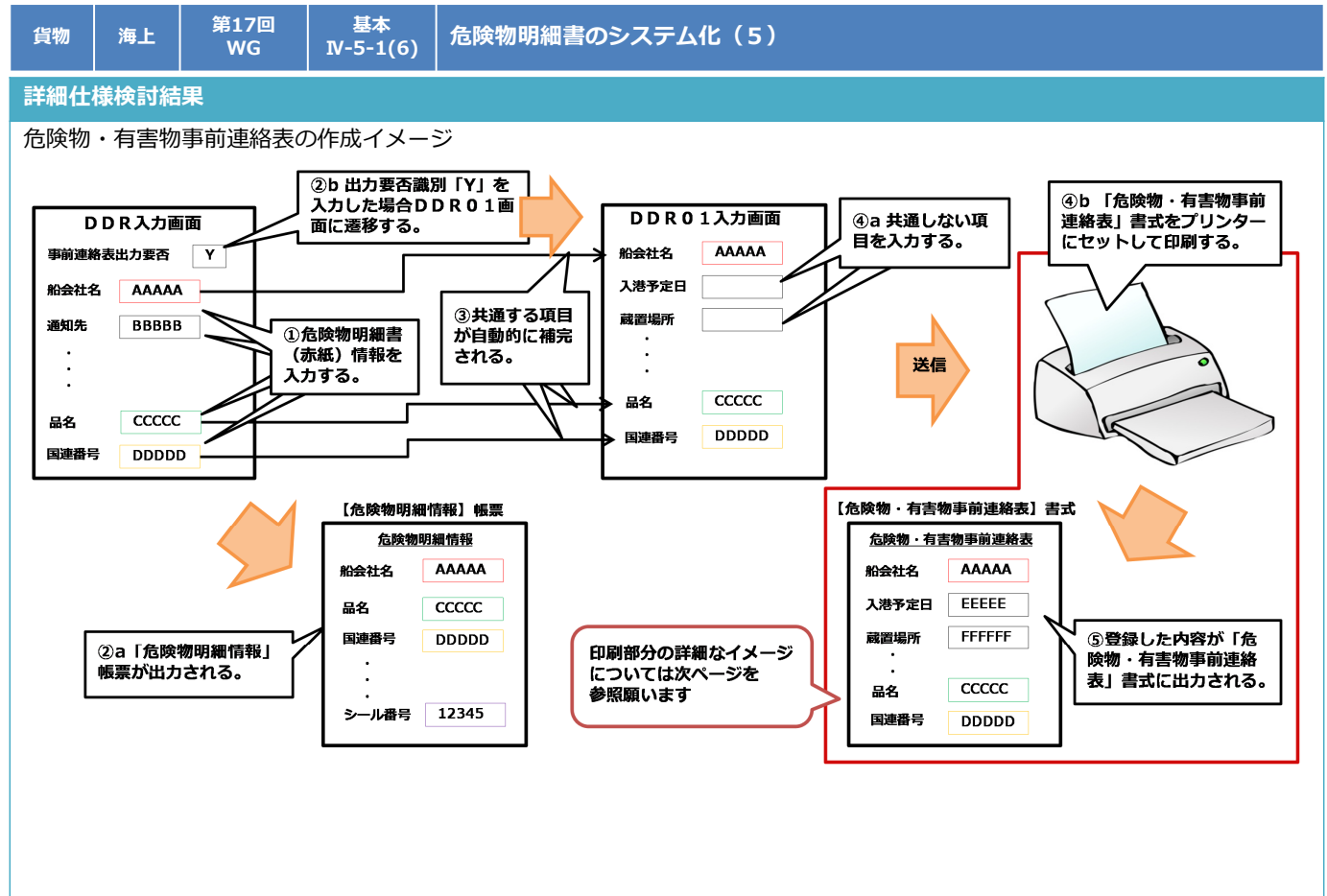
1. 新規業務					
----------------	--	--	--	--	--

業 務 コー ド	業 務 名	業 務 概 要	入 力 者
D D R	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、 N V O C C、保税蔵置場
D D R 0 1	危険物明細情報（危険物・有害物事前連絡表）登録	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
D D R 1 1	危険物明細情報確認呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
D D C	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、D D R 業務不可となる。	C Y、船舶代理店、 船会社
D D C 1 1	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
D C R	危険物明細受付完了日登録	危険物明細情報の登録受付完了日時を設定することにより、登録受付完了日時以降はD D R 業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
D C R 1 1	危険物明細受付完了日呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
I D R	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、 N V O C C、保税蔵置場
D L R	危険物積荷一覧情報登録	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	N V O C C、C Y、 船舶代理店、船会社
D L R 1 1	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

2. 変更業務

業 務コード	業 務 名	変 更 内 容	備 考
I V K	船舶コード照会	危険物明細受信可能表示を出力対象項目に設ける。	当該項目にて、危険物明細書をNACCSで受け付ける船会社か否かを参照する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸出貨物情報登録（ECR）」業務における帳票出力日時の表示
ECR業務では複数回に亘って訂正が生じるケースがあるが、帳票出力時に出力順を示す情報がないため最新情報が不明になるため、帳票出力の際に出力した日時を表示するよう変更する。				

詳細仕様検討結果

ECR業務において出力される以下の電文について、電文ヘッダの出力共通項目にある「電文受信日時」（NACCSサーバで処理要求を受け付けた年月日、時分）を「yyyy/MM/dd HH:mm」の形式で新たに表示する。
 なお、本変更は、端末テンプレートの修正のみであり、電文自体には項目追加等は発生しない。

【対象電文】① 輸出貨物登録情報（SAT005）② 輸出貨物訂正情報（SAT006）③ 輸出貨物取消情報（SAT007）

表示例：輸出貨物登録情報
（SAT005）

輸出貨物登録情報		yyyy/MM/dd HH:mm
搬入予定先	XXXXE - XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
搬入予定年月日	yyyy/MM/dd	
N-S/I 番号	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	
輸出管理番号	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	
登録者	XXXXE	
輸出者	XXXXXXXX-X1XE	
輸出者名	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX	
申告予定者	XXXXE	
貨物識別	X	
品名	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX	
個数	12,345,678 - 12,345,678 - XXE	
重量	1,234,567,890 - 1,234,567,890 - XXE	
容積	1,234,567,890 - 1,234,567,890 - XXE	
経由地	XXXXE	
船会社	XXXXE	
積載予定船舶	XXXXXXXXXE - XXXXXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	
航海番号	XXXXXXXXXE	
入港年月日	yyyy/MM/dd	
積出港	XXXXE	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善
----	----	---------	-----------	------------------

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」、「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭4桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はISOコンテナ番号チェックを実施する。
- ISOコンテナ番号チェック機能を「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務にも実装する。

CONT12345659
 所有者コード 3桁 装置区分識別子 1桁 シリアルナンバー 6桁 チェックデジット 1桁

【現行】
 「CONT12345659」のように11桁までは正しいISOコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
 先頭4桁が英字かつ12桁入力の場合には一律コンテナチェックを実施するようISOコンテナ番号チェックの処理を変更する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（1）
----	----	---------	-----------	-----------------------

- ICG業務による照会時、現行は概要情報（SMR）がデフォルトで展開されるが、全体情報（TTL）を利用する頻度が高いことから、全体情報（TTL）をデフォルトに変更する。

詳細仕様検討結果

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、全体情報（TTL）をデフォルトとし、入力画面上も全体情報（TTL）が指定情報の先頭になるよう配置の変更を行う。業務実施時にエラーとなった場合は、一律TTL：全体情報（SAL026）を出力するように変更する。また、自動リンク機能を利用したICG業務についても、指定情報「TTL：全体情報」が展開されるよう変更する。

現 行
 「貨物情報照会（ICG）」業務において指定情報をスペースとすると「**SMR：概要情報**」が展開される。

次 期
 ICG業務において指定情報をスペースとした場合、「**TTL：全体情報**」を展開するように変更する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回WG	基本Ⅳ-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（2）
----	----	--------	---------	-----------------------

詳細仕様検討結果

※ 自動リンク機能の変更

業務リンク機能とは、照会業務画面上の貨物管理番号や申告番号・コンテナ番号等から、他の照会業務を自動起動することを可能とする機能である（業務リンク可能な番号は文字色が紫色で表示されている。）。

右クリック 例：「保税運送申告照会（IOL）」業務画面

①

ICG業務を指定

②

ICG 業務画面

③

ICG業務 SMR：概要情報画面

自動起動

展開

現行では下図の通り「SMR：概要情報」が展開されるが、次期では「TTL：全体情報」に変更する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回WG	基本Ⅳ-6-他	「G01 輸入貨物搬出入データ」等の保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェックの実施（1）
----	----	--------	---------	---

- 「G01 輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 「G01 輸入貨物搬出入データ」及び「G02 輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。

（対象業務については、次ページを参照。）

- データ入力日 + 7日 ≤ 「搬入日」又は「搬出日」
→ ワーニングメッセージ「入力された年月日は7日以上未来の日付である。」
- 「搬入日」又は「搬出日」 + 7日 ≤ データ入力日
→ ワーニングメッセージ「入力された年月日は7日以上過去の日付である。」

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「G01 輸入貨物搬出入データ」等の保税管理資料に影響のある業務の搬出入 チェックの実施（2）
----	----	------------	--------------	--

詳細仕様検討結果

業務 コード	業務名称	項目名称	現行/ 次期	7日以上 過去日の場合	7日以上 未来日の場合	現行仕様
B I C B I D B I E B I F C Y A B I A B I B C Y B C Y D C Y E S A I	搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 C Y搬入確認登録 搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） システム外 C Y搬入確認（コンテナ単位） システム外 C Y搬入確認（B/L単位） システム外 C Y搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日<搬入年月日 ≦システム日
P K K P K I	船卸確認登録（個別） 船卸確認登録（一括）	船卸開始 年月日	現行	正常	エラー	前年同月日<船卸開始年月日 ≦システム日
V A N V A E V A H	バンニング情報登録（コンテナ単位） バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・C Y搬入情報登録	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日≦システム日+2日
B O C C Y O B O A B O B	搬出確認登録（輸出許可済） C Y搬出確認登録 搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り）	搬出年月日	現行	正常	正常	-
C L R	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	①積コンテナ・船積区分が 「A：積コンテナリスト提出・船 積処理」の場合は、システム日≦ 船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	②積コンテナ・船積区分が 「C：船積処理」の場合は、前年 同月日<船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先 誤入力への対応
----	----	------------	--------------	---

- 通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、B/L番号、コンテナ番号等の情報からC Yコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

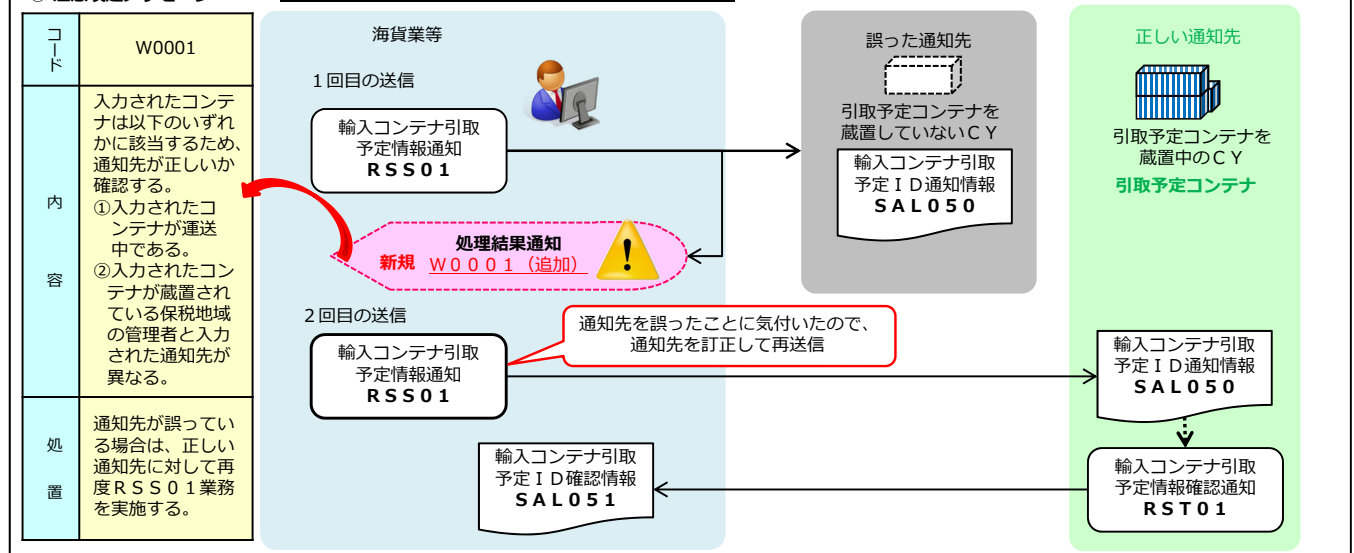
詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先に入力された業種がC Yの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

1. 運送中のコンテナが入力された場合
2. 蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合

○ 注意喚起メッセージ

通知先を誤った場合の次期業務フローイメージ



Ⅶ 詳細仕様検討結果

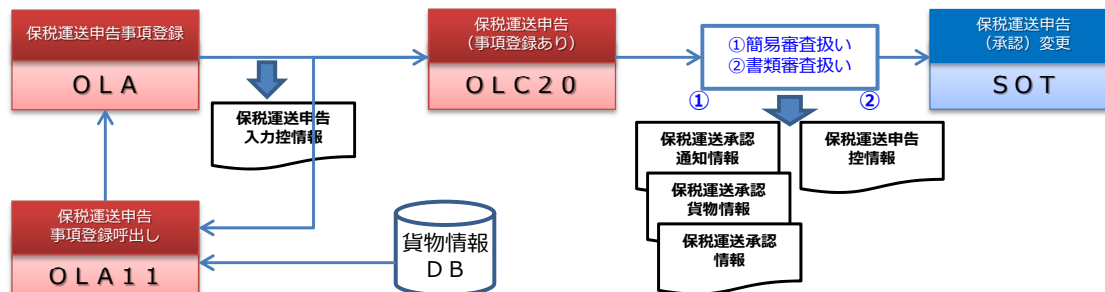
貨物	海上	第8回 WG	基本 IV-5-1-(2)	「保税運送申告（OLC）」業務における事項登録業務等の新設
----	----	--------	---------------	-------------------------------

- ・ 現行「保税運送申告（OLC）」業務には事項登録業務等がないが、利用者要望に基づき新たに事項登録業務を提供する。

詳細仕様検討結果

1. 「保税運送申告（OLC）」業務

次期においては**現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申告内容を事前に確認できるようにする。



※利用者：船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

【業務概要】

- ・ 事項登録業務であるOLA業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
- ・ OLA業務の利用は利用者による選択とし、OLA業務を利用しない従来どおりのフローでの保税運送申告も可能とする。
- ・ 呼び出し業務であるOLA11業務を新設し、OLA業務実施前に、OLA業務でシステムに登録済の保税運送申告情報、又はシステムに登録されている貨物情報の呼び出しを可能とする。
- ・ OLA業務による事項登録後専用の申告業務であるOLC20業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
- ・ OLA業務にて登録した保税運送申告情報は、OLC20業務実施までの間は訂正できる。
- ・ OLC20業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、OLA11業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLA業務による訂正を可能とする。
- ・ OLA業務、OLC20業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（IOL）」業務において照会可能とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	保税運送承認番号の複数件入力
----	----	---------	-----------	----------------

- ・ 「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務において、複数のポートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が11桁であり全てのポートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【SAI/SAI11】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【BIX/BIX11】
- ・ 貨物情報照会業務（入出庫管理情報）【ICG】
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G02 輸出貨物搬出入データ【管理資料】

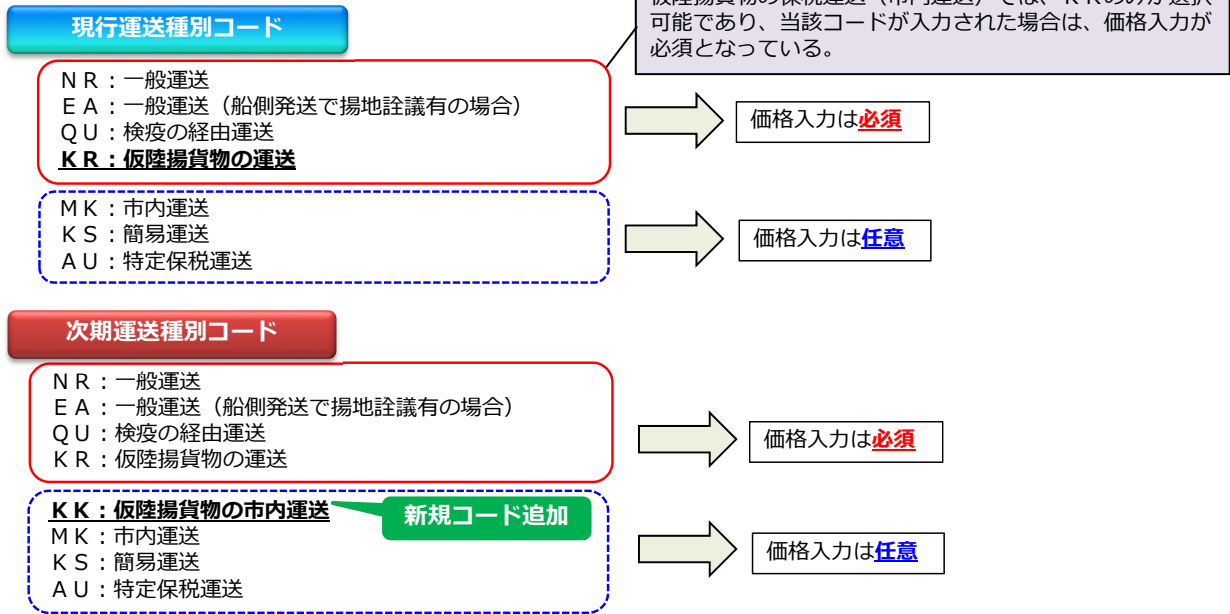
VII 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回WG	基本IV-6-他	仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（OLC）」業務における価格入力の任意化
----	----	--------	----------	---------------------------------------

- 現在、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

OLC業務の運送種別コードとして新たに「KK：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。



VII 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本IV-6-他	管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の出力項目の変更
----	----	--------	----------	------------------------------------

- 「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等に「卸／積コンテナリストの提出件数」、開庁時間外貨物積卸届の件数」及び「航海番号」を新たに出力する。

詳細仕様検討結果

現行

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次期

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。また、「卸コンテナ情報登録（事項登録）（DCL01）」業務等に「航海番号」が追加されることに伴い、「G11」にも同項目を出力する。

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1/5）

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（5/5）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999900X	卸コンテナリスト提出件数	99999999	時間外執務要請届件数	99999999	
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ	提出日	卸コンテナリスト提出番号	電号	時間外執務要請届	コンテナ管理番号
4	輸入許可日	99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
5		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
6		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
7		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
8	※欄割分岐ノ近す					
9						
10		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
11		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
12		99999999	99999999XXXXXX1X	XX	X	XXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を行った場合の例です。					

件数を
出力

	N	O	P	Q	R	S
1						
2						
3						
4	コンテナ本数	船名	船名	船名	船名	航海番号
5	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
6	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
7	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
8						
9						
10	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
11	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
12	2229	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX1X
13						

航海番号欄を追加
(G11のみ)

VII 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法及び収集項目の変更等（１）
----	----	--------------	----	-----------	---------------------------

- ・ 港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。
- ・ 統計データの精度向上を図るため、収集項目の見直し等を実施する。

詳細仕様検討結果

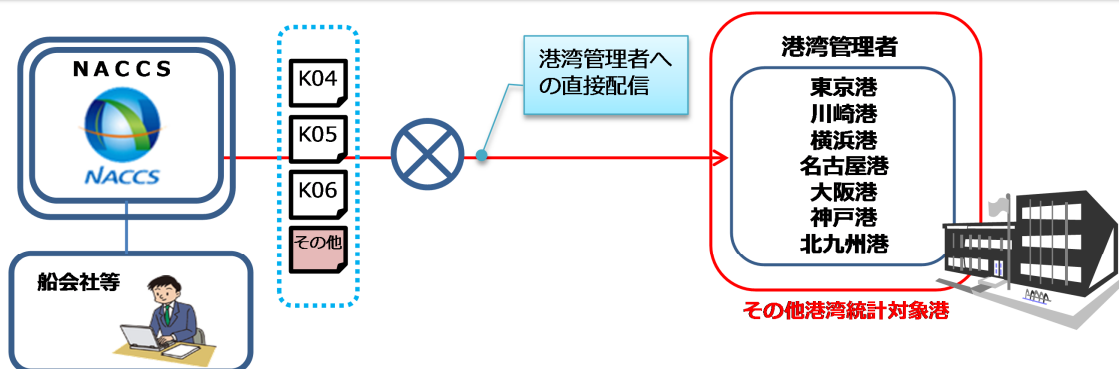
1. 配信方法の変更

<現状>

- ・ 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
- ・ 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- ① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- ② 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次ページの見直しを実施）



VII 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法及び収集項目の変更等（２）
----	----	--------------	----	-----------	---------------------------

詳細仕様検討結果

2. 収集項目の変更等

課 題	要望の概要	検討結果	可否	WG
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	SAI業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（AMR）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）	○	第11回
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
4. 港情報の漏れ	NACCSで入力される港情報と、港湾統計に必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（MFR）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
5. 仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	AMR業務及び「出港前報告訂正（CMR）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 （ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）	○	第17回
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・ 「K04 港湾統計用輸入貨物データ」 ・ 「K06 港湾統計用仮陸揚貨物データ」	○	第17回